

「学校における危機管理マニュアルの作成指針」

学校等における事件・事故、災害から、幼児児童生徒の安全を守る

平成21年10月

山口県教育委員会

は じ め に

学校は、子どもたちが安心して学習や諸活動に取り組み、かけがえのない存在として夢や希望を育むことができる安全な場所であってはなりません。

しかし、平成13年6月に、大阪池田小学校で児童が殺傷されるという社会を震撼させる事件が発生しました。

事件後、県教委として、山口県版「学校の安全管理40の点検項目」を作成し、毎年、各学校の取組状況を調査検討するとともに、学校・家庭・地域社会・関係機関が力をあわせ、登下校の見守り活動に取り組むスクールガード（学校安全ボランティア）活動を組織するなど、様々な取組を進め、学校の安全体制の充実に努めてまいりました。

こうした中、近年、本県においては連続して重大事案が発生し、全国においても子どもたちが巻き込まれる事件が相次いでおり、かけがえのない子どもたちの命を守るために、学校危機管理体制の強化が、ますます重要な課題となっています。

様々な事件・事故等においては、子どもたち一人ひとりの危機が、直接、学校全体の危機に結び付く場合も多いため、学校における危機管理は、学校安全や生徒指導の取組と一体となる必要があります。

このため、学校は、計画的な安全教育による事件・事故等の未然防止や事案発生時の即応体制など、学校安全及び学校危機管理体制の確立を図るとともに、教職員が「子どもたちの命を守り育む」との自覚をもち、一人ひとりの変化を敏感に感じ取り、人間関係や進路の悩み等を受け止め、適切に支援するなど、生徒指導・教育相談・進路指導の充実に取り組むことが求められています。

この度、以上の観点に立ち、指針「危機管理マニュアルの実効性を高めるために」を見直し、「学校における危機管理マニュアルの作成指針」をまとめました。各学校におかれては、安心・安全な学校づくりを一層推進するために、本指針を積極的に活用いただくようお願いします。

平成21年10月

山口県教育委員会教育長 藤 井 俊 彦

はじめにお読みください！

子どもたちが危険にさらされています

1 子どもたちを取り巻く課題などは？

(1) 子どもたちを取り巻く課題

- 子どもたちの命や安全を脅かす様々な事件・事故が発生しています。
- 交通事故が依然として多発し、死亡事故も起きています。
- 地震や風水害などの自然災害の脅威が高まっています。

(2) 子どもたち自身の課題

- 生活体験の不足を補う、危険予知・回避能力を育む必要があります。
- 社会規範を尊重する態度を育む必要があります。
- 自他の生命を尊重し、安全を最優先する態度を育む必要があります。

2 本県の主な取組は？

13年 6月 大阪池田小学校での児童殺傷事件

17年 6月 県内高校爆発物事件

17年11月 隣県での小学女児殺害事件



13年 6月 山口県版「学校の安全管理40の点検項目」策定（20年2月改訂）

18年 2月 指針「危機管理マニュアルの実効性を高めるために」配付

18年 4月 「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」施行

19年 2月 「問題行動等対応マニュアル」配付

19年 9月 全ての小・中学校区にスクールガードを組織

3 国の取組は？

- 「学習指導要領総則」に「安全に関する指導」が位置付けられました。
- 今年、4月に「学校保健安全法」が新たに施行されました。

学習指導要領

（小学校・中学校
20年3月28日公示）
※高校、特別支援
学校も同様

「総則」（第1款 教育課程編成の一般方針）

- 「学校における体育・健康に関する指導」の一つとして「安全に関する指導」が初めて位置付けられ、「発達段階を考慮して」、「学校の教育活動全体を通じて適切に行うもの」とされ、各教科・特別活動等の充実が図られた。

学校保健安全法

（21年4月1日施行）

- 学校保健法を学校保健安全法として大幅に改正。
- 学校安全については、以下の規定等を整備。
 - ・安全指導や点検、研修等の総合的な学校安全計画の策定
 - ・学校環境の安全確保
 - ・危険等発生時対処要領の策定
 - ・地域の関係機関等との連携

学校危機管理の充実が求められています おやっ？ あれっ？…と思われることはありませんか？

1 学校における危機管理（学校危機管理）とは ？

- 学校危機管理は、子どもたちと教職員の安全を確保することを目的とする、危機の未然防止、緊急時の初動・初期対応、事後の中・長期的対応の3段階からなる取組です。
- 学校危機管理は、「学校安全計画」と「危機管理マニュアル」を作成し、これに基づいて取り組みます。
- 未然防止として、「学校安全計画」（学校保健安全法第27条）を策定し、計画的に安全教育や安全管理に取り組むことが大切です。

学校危機管理の3段階

未然防止	・ 生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止する
緊急対応	・ 的確な初動・初期対応により、安全確保を図り、被害を抑止する
中・長期対応	・ 被害の再発防止を図るとともに、通常生活再開に向け取り組む

2 学校危機管理と学校安全の関係は ？

- 学校危機管理を進める上では、学校安全計画に基づいて、「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全」という学校安全の3領域にしっかり取り組むという視点が大切です。
- このように、学校危機管理と学校安全の取組は一体です。
- また、①常に課題意識をもって現場を見る、②本当に安全なのかを考える、③気付いた点があれば報告し、解決策を実行するという教職員の危機意識(※)に基づく行動が、学校の危機対応力を高めていきます。

学校安全の3領域

生活安全	・ 日常生活で起こる事件・事故への安全対策や防犯
交通安全	・ 交通場面における様々な危険への安全対策
災害安全	・ 自然災害(地震、風水害等)及び火災等への安全対策

3 学校危機管理と生徒指導の関係は ？

- 学校で発生する様々な事件・事故等においては、子どもたちの個人の危機が学校全体の危機となることも多くあります。
- 子どもたちの危機意識を高めていく様々な取組は、子どもたちのよりよい自立を支援する生徒指導の取組にも通じるものです。

※ 様々な現象を自分のこととして捉え、「おやっ？ちょっと変だな」「あれっ？本当に大丈夫なのか」と感じるものが危機意識です。危機意識の持続は、マニュアル等を整えること以上に大切であり、危機管理の原点であることを忘れないでください。

危機管理マニュアルの改善が必要です

1 求められる危機管理マニュアルとは ？

- 従来の危機管理マニュアルは、不審者による事件等の影響から、防犯を中心にしたものでした。
- これからのマニュアルは、①学校危機管理の3段階に沿ってまとめる、②学校安全の3領域に触れた総合的な内容にする、③学校安全計画を示して未然防止の取組を明らかにする、④様々な緊急事案発生時の教職員の対応手順を示した対処要領を掲載することが望まれます。

2 危機管理マニュアルの構成と内容は ？

- マニュアルの構成と内容例です。本指針も以下の構成にしていますので参考にしてください。

	構成	内容項目例	活用頁
1	学校の方針	①学校における危機管理の方針 ・目的、対象、基本的対応等	P1～6
2	未然防止の対応 (平常時の対応)	②学校安全計画(全体計画、年間計画) ③防犯・生活、交通、災害安全の取組 ④児童等の教室等、教職員研修	P7～8 P9～17 P18
3	緊急時の初動・初期対応 ※初動は発生後60分、初期は2～3日間を想定	⑤緊急時の校内組織と基本的対応 ・初動・初期の基本的対応 ・校内組織 ・110番、119番への通報文例等 ⑥緊急時の登下校対応 保護者との連携 ⑦個別事案への対処要領 ・典型事案の初動・初期対応 (不審者、交通事故、地震等) ⑧救急体制 ・救急車要請法 ・応急手当、心肺蘇生法、AED ・救急時記録表 ⑨児童等の避難誘導方法・経路等 ⑩報道対応	P19 P20 P21 P23 P23 P24～31 P32 P33 P34～35 P36～37
4	緊急時の中・長期対応	⑪事後評価と学校再開の準備 ⑫児童等と保護者の心のケア	P38 P39
5	参考資料	⑬参考資料	資料編1～18

※①～⑬がマニュアルの内容項目例。

学校の危機対応力の向上が求められています

1 これからの学校・教職員の取組は ？

- 子どもたちの安全を確保するために、不審者への対応法や防犯器具の扱い方、危険予測学習の指導法、地域の災害情報の把握、救急救命法（心肺蘇生法・AED使用）習得などをお願いします。
- さらに、危機管理マニュアル等に基づき、緊急時の初動・初期対応、緊急対応組織と役割分担、保護者連絡、心のケア対応、報道対応等について研修の機会をもち、学校の危機対応力を高めてください。



2 子どもたちの取組は ？

- 毎年、防犯教室・訓練、交通安全教室、防災教室・訓練に取り組み、子どもたちの危機対応力を高めてください。
- また、危険予測学習を活用した安全教育に計画的に取り組み、子どもたちの危険予測・回避能力を高めることが重要です。
危険予測学習は、学校安全の3領域全てでの活用が可能です。
- 児童生徒会活動等を通して、安全マップづくりやサイクルスクールリーダーなど、子どもたちの自主的な安全活動も推進してください。



3 保護者や地域の協力を仰ぐには ？

- PTA総会や学校だより、学校Webページ等を活用し、安全に関する取組の情報発信や保護者への啓発に取り組んでください。
- 危機管理マニュアルや学校安全計画は、学校安全委員会（学校保健安全委員会）等で協議を深め、保護者と連携した取組をお願いします。
- 小・中学校は、保護者や地域の方と連携し、連絡会議や子どもたちとの対面式の開催など、スクールガード活動の活性化を図ってください。
県立学校は、連絡会議や研修会に参加し、連携を深めてください。
- 避難訓練や防災教室等の公開を通して、保護者等の危機意識の高揚を図るとともに、緊急時に備え、携帯メール等による情報配信システムの整備をお願いします。

目 次

H21.10 学校安全・体育課

「学校における危機管理マニュアルの作成指針」

はじめに	-----	
はじめにお読みください！	-----	
1 章 学校における危機管理	-----	1
1 目的、対象等	-----	2
2 学校危機管理の取組方法	-----	3
3 3段階の基本的対応	-----	4
(1) 未然防止（平常時）の対応	-----	4
(2) 緊急時の初動・初期対応	-----	5
(3) 緊急時の中・長期対応	-----	6
2 章 マニュアル作成の留意事項	-----	7
1 未然防止（平常時）の対応	-----	7
(1) 学校安全計画による未然防止の取組	-----	7
○ 学校安全全体計画（例）	-----	8
(2) 防犯の取組	-----	9
(3) 生活安全の取組（防犯を除く）	-----	11
○ 転落事故防止	-----	11
○ 遊具事故防止	-----	11
○ プール事故防止	-----	12
○ 水難事故防止	-----	13
○ 落雷・突風事故防止	-----	13
○ 薬品事故防止	-----	14
○ 熱中症防止	-----	14
(4) 交通安全の取組	-----	15
(5) 災害安全の取組	-----	16
(6) 児童等の教室・訓練、教職員研修	-----	18
2 緊急時の初動・初期対応	-----	19
(1) 緊急時の基本的対応と校内組織等	-----	19
○ 緊急連絡体制（例）	-----	22

（２）避難・登下校対応、保護者との連携	23
（３）個別事案への対応要領	24
○ 不審者侵入への対応	25
○ 交通重大事故への対応	26
○ 火災発生時の対応	27
○ 地震発生時の対応	28
○ 台風等暴風発生時の対応	29
○ 風水害・土砂災害発生時の対応	30
○ 落雷被害防止の対応	31
（４）救急救命体制	32
○ 救急連絡体制（例）	34
○ 救急時記録表（例）	35
（５）報道機関への対応	36
３ 緊急時の中・長期対応	38
（１）事後評価と学校再開の準備	38
（２）児童等と保護者の心のケア	39

☆ 資料編

資料１：学校安全・学校危機管理体制の充実・強化のためのチェックポイント	資料編	1
資料２：「新しい学習指導要領」における「学校安全」	資料編	2
資料３：特別支援学校における安全教育について	資料編	3
資料４：学校等に対する緊急通報システム	資料編	4
資料５：緊急時における学校の登下校対応等の留意点	資料編	5
資料６：防犯訓練・教室の実践事例	資料編	6
資料７：さす股等を利用した不審者への対応について	資料編	7
資料８：遊具事故を防ごう	資料編	10
資料９：ノーパニック症候群について	資料編	11
資料10：喉に物が詰まったときの救護法	資料編	12
資料11：危険予測学習（KYT）の活用	資料編	13
資料12：防災に関する気象情報の確認について	資料編	14
資料13：土砂災害から身を守るために	資料編	16
資料14：緊急連絡網等の作成について	資料編	17
資料15：緊急時の県教委への連絡先	資料編	18

1 章 学校における危機管理

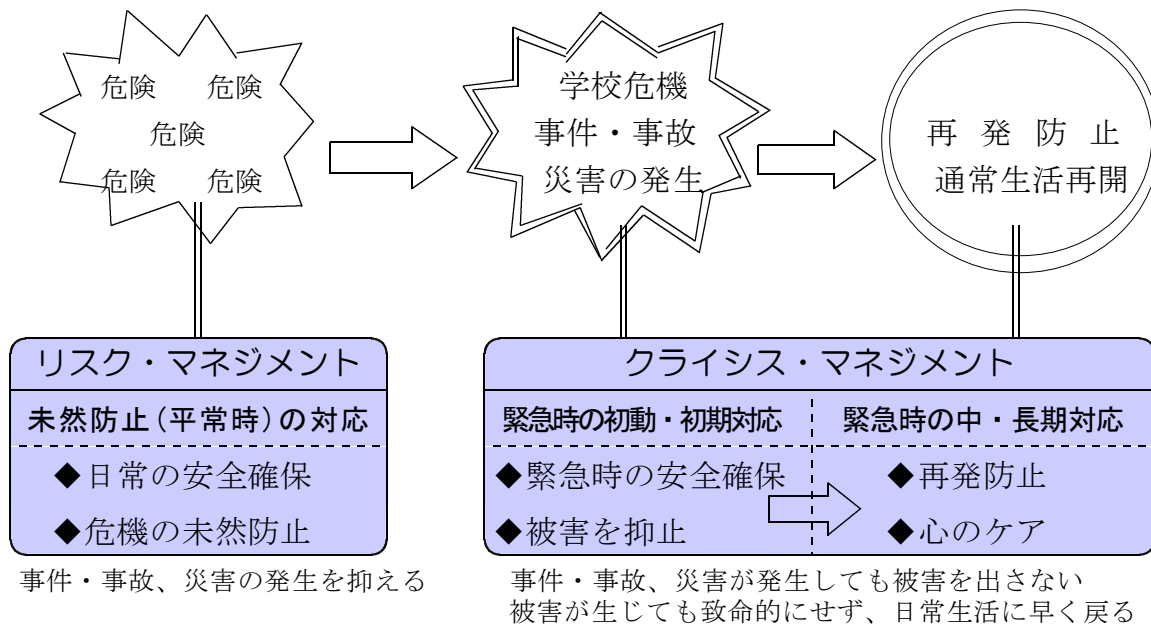
学校危機管理とは（定義）

子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故、災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること

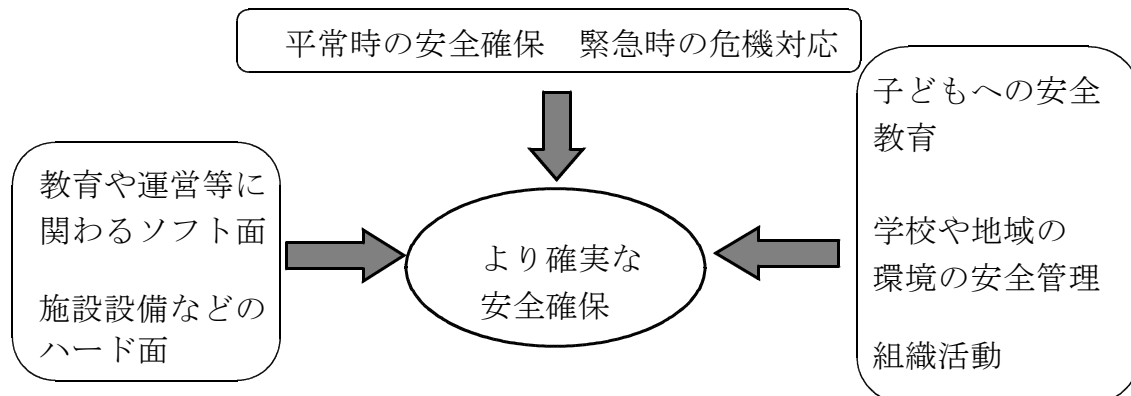
※ 「学校の安全管理に関する取組事例集」平成15年6月文部科学省等から

学校危機管理の基本

【段階的対応】



【総合的対策】



学校危機管理として段階的対応と総合的対策が必要

1 目的、対象等

① 学校危機管理の目的

- 1 幼児児童生徒（以下、児童等）と教職員の安全を確保するとともに、施設等を守る。
- 2 危険を早期に発見し、事件・事故、災害を未然に防止する。
- 3 事件・事故、災害の発生時に、迅速・的確に対応する。
- 4 事件・事故の再発防止と、教育の再開に向けて対策を講じる。

② 対象

本指針は、以下を対象として作成している。

- 1 学校危機の未然防止（平常時）の対応
緊急時の初動・初期対応
緊急時の中・長期対応
- 2 防犯を含む生活安全
(1) 不審者侵入防止対策、通学路の安全対策
(2) 学校等における事件・事故防止
転落、遊具、プール事故、落雷・突風、水難事故、薬品、熱中症
- 3 交通安全
- 4 災害安全
・火災、地震、風水害、土砂災害等の被害防止対策

なお、いじめ、暴力行為などの生徒指導に関する危機管理事項については、「問題行動等対応マニュアル」（19年2月作成）にまとめている。

③ 学校・教員の安全配慮義務

- ☐ 児童等の命と安心・安全の確保は、全教育活動の基盤となる取組である。
- ☐ 判例において、学校及び教員には「児童等の安全の確保に配慮すべき義務」（安全配慮義務）があるとされる。

④ 学校危機管理の推進組織

- ☐ 生徒指導部や保健安全部等に、担当者を「学校安全係」等の名称により位置付ける。
- ☐ 小規模校では、学校安全、学校危機管理、生徒指導、学校保健に一体的に取り組む「学校安全部」を位置付けることも考えられる。

2 学校危機管理の取組方法

① 学校安全計画と危機管理マニュアルの作成

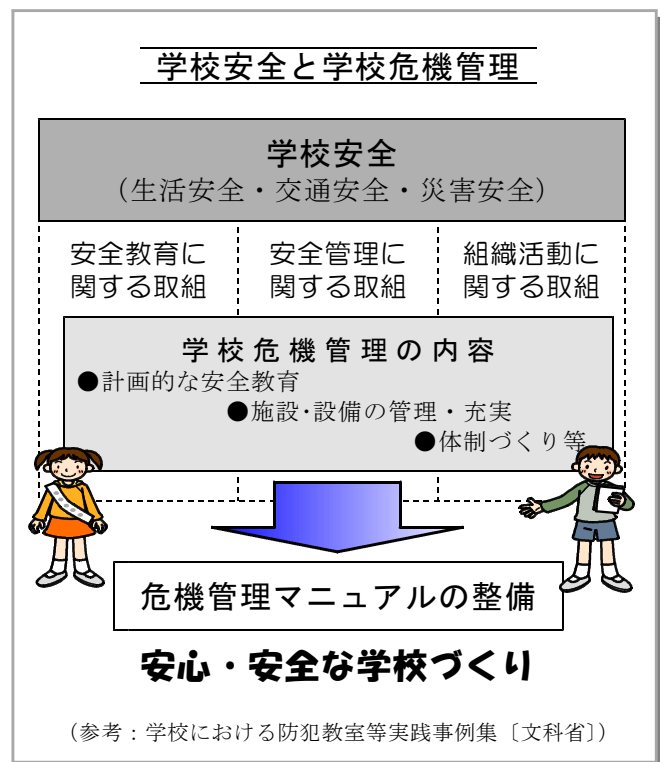
- 「学校安全計画」を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものが「危機管理マニュアル」である。
 - 「危機管理マニュアル」は、作成するだけでなく、機能するように訓練を実施するとともに、課題をもとに改善していくことが重要である。
- ※ 「学校の安全管理に関する取組事例集」平成15年6月文部科学省等から

- 危機管理を行うためには、綿密な計画を立案しておく必要がある。
 - 学校においては、安全に関する計画として「学校安全計画」が位置付けられており、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動で構成されている。
 - 危機管理の内容は、この3つの事項について整備する必要がある
- ※ 「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月文部科学省等から

② 具体的な取組方法

「学校安全計画」と「危機管理マニュアル」により、教職員の共通理解のもと取組を強化し、学校危機管理体制を確立することが求められている。

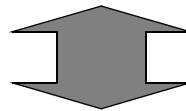
- ア 学校安全の担当を決め、校務分掌に位置付ける。
- イ 学校安全委員会（学校保健安全委員会）を組織し、体制づくりを進める。
- ウ 学校安全計画に学校危機の未然防止に係る取組を位置付ける。
- エ 危機管理マニュアルを作成し、毎年、見直す。
- オ 危機管理マニュアルに、緊急事案発生時の対応手順等を明確にした対処要領を掲載する。
- カ 学校危機に即応できるよう、適宜、研修や訓練を実施する。
- キ 関係機関等との連携を図り、保護者・地域の協力を求める。



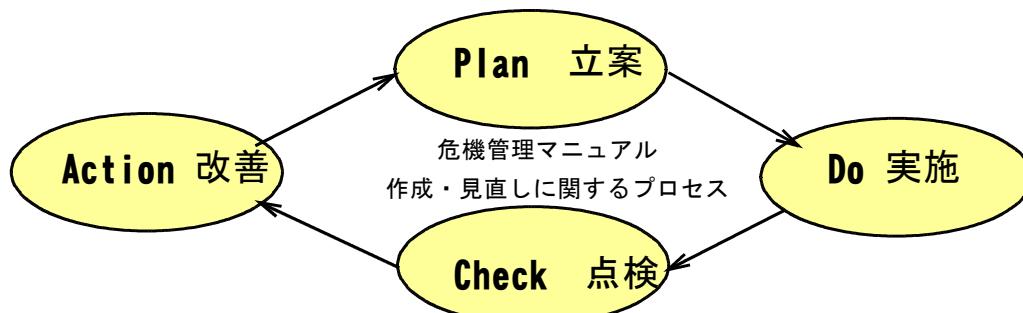
3 3段階の基本対応

(1) 未然防止（平常時）の対応

項 目	具 体 的 取 組
○安全教育の充実	☐ 「学校安全計画」に基づく、計画的な安全学習、安全指導の実施 ☐ 安全マップ作成や危険予測学習(KYT)等、安全教育の充実による「危険予測・回避能力」の育成 ☐ 児童生徒会活動など主体的な活動の推進 ☐ 生徒指導、教育相談、進路指導の充実
○安全管理の徹底	☐ 緊急連絡体制（病院、保護者等）の整備と周知 ☐ 関係機関等との連絡連携体制の確立 ☐ 定期的・日常的な安全点検実施（学校安全・体育課Webページ掲載の安全点検表の活用など） ☐ 不審者等の侵入防止、早期発見対策の確立 ☐ 出欠、健康観察、保護者連携の確実な実施 ☐ 施設管理や火気・薬品等の適正な取扱い ☐ 授業、部活動、学校行事等における安全確保 ☐ 台風など自然災害等に関する速やかな情報収集 ☐ 救急救命法（心肺蘇生法、AED等）の研修
○組織活動の推進	☐ 教職員の意識高揚と、危機管理体制の確立 ☐ 学校安全委員会（学校保健安全委員会）の開催 ☐ 兆候事案等を共有し、事件等を抑止する体制整備 ☐ メール等による緊急連絡体制整備など、保護者、関係機関・団体等との連携



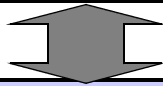
PDCAサイクルによる確実な実践体制の整備



訓練や机上シミュレーション、研修等を実施し、危機管理マニュアルが組織的、総合的に機能するかを評価・検証の上、改善を繰り返して実効性を高める。

(2) 緊急時の初動・初期対応

項 目	具 体 的 取 組
○発生源への緊急対応	☐ 事件・事故の発生原因の早期除去 [不審者の侵入阻止、火災の消火、施設等の不備の応急修理など]
○指揮統括 [管理職]	☐ 事件・事故概要の迅速な把握 ☐ 児童等や教職員の安全確認 ☐ 情報収集（情報の一元化）と共有 ☐ 危機対応組織の立ち上げ ☐ 教育委員会、警察、関係機関等への緊急通報、支援要請 ☐ 的確な意志決定と指示 ☐ 報道対応（窓口の一本化）
○危機対応 [危機管理チーム] 管理職（リーダー） 事務長 教務主任 生徒指導主任 進路指導主任 保健安全主任 学年主任など関係者	☐ 教職員への緊急連絡と招集 ☐ 児童等の避難誘導と安全確保 ・児童等を発生源から遠ざけ、不安を軽減 ・安全確認、点呼 ☐ 重要物品の搬出 ☐ 警察官、救急隊員等を現場に誘導 ☐ 保護者への緊急連絡〈保護者担当〉 ☐ 情報収集・整理、コメント作成〈報道担当〉 ☐ 時系列での記録〈記録担当〉
○ケア対応 [心のケアチーム] 教育相談担当 養護教諭 学年主任 担任・副担任 （教務主任）など	☐ 負傷者、ハイリスク児童等の迅速な把握 ☐ 応急手当〔心肺蘇生法、AED〕 ☐ 病院への搬送とアフターケア ☐ 児童等の不安の軽減 ☐ ハイリスク児童等、保護者の把握 ☐ ケア計画の作成 ☐ 専門家と連携した教育相談・カウンセリング等

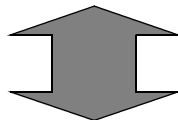


緊急事案発生時には、危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため、正確な情報収集に基づき、迅速かつ的確に判断し、トップダウンを基本に、全教職員が協働して危機に立ち向かう。

事案ごとの初動・初期対応については、「2章2 緊急時の初動・初期対応」の「(3)個別事案への対処要領」等を参考に取り組む。

(3) 緊急時の中・長期対応

項 目	具 体 的 取 組
○指揮統括 [管理職]	☐ 現状把握と分析 ☐ 教育委員会、関係機関等と連携 ☐ 各担当者に状況に応じた適切な指示
○危機対応 [危機管理チーム] ※ 組織は前頁参照	●危機対応 ☐ 情報を広く収集し、管理職に報告 ☐ 保護者会、記者発表等の企画・運営 ☐ 遺族や被害者への対応 ☐ 通知文、学校だより等の作成配布 ☐ 記録、報告書等の作成 ●再発防止策の確立 ☐ 事件・事故の発生要因把握、問題点等の整理 ☐ 安全性の評価と改善 ☐ 安全対策の確立 [安全パトロール、施設設備等の改善、安全指導など安全管理、安全教育等の見直し] ☐ 保護者、関係機関、地域等と連携強化 ☐ 「危機管理マニュアル」「学校安全計画」等の見直し改善 ●学校再開の準備 ☐ 児童等の現状把握 ☐ 保護者、地域等の願いや考えなどの把握 ☐ 実態に応じた教育計画の作成 ☐ 授業等に必要な場所等の確保、指導体制整備
○ケア対応 [心のケアチーム] ※ 組織は前頁参照	☐ 傷病者の状況経過把握 ☐ 学校医、医療機関等と連携 ☐ 心のケアの継続 ☐ 災害共済給付等の事務



事件・事故、災害が収束すると、直ちに対応状況を総括する会議を開催し、問題点を明確に整理し、再発防止に向け改善点を明らかにし、再発防止策を講じる。

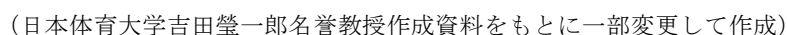
同時に、危機管理マニュアルと学校安全計画を見直し、改善を図る。

2 章 マニュアル作成の留意事項

1 未然防止（平常時）の対応

（1）学校安全計画による未然防止の取組

留意点	① 学校危機の未然防止に向け、学校安全の取組が重要である。 ② このため、学校安全計画を立案し、安全教育、安全管理、組織活動に十分取り組む必要がある。
作成上のポイント	ポイント1 学校安全の3領域に総合的に取り組む内容とする。 ☐ 防犯を含む生活安全 ☐ 交通安全 ☐ 災害安全 ※「学校安全計画(例)」は、学校安全・体育課Webページに掲載しています。 ポイント2 安全教育に関する具体的な計画を盛り込む。 ☐ 教科指導における安全に関する指導を重視 ☐ 専門家や関係機関等との連携による防犯・交通安全・防災に関する教室 ☐ 不審者・火災・地震を想定した避難訓練等 ☐ 防犯・交通安全・防災に関する危険予測学習（KYT）の積極的な活用 ☐ 登下校・休み時間・部活動中など、様々な生活場面での具体的な危険と回避方法について考えさせ、危険予測・回避能力を育成 ☐ 過去の事故等を分析した学校独自の取組が必要 ☐ 不要物や危険物等を学校に持参しない指導を徹底 ☐ 児童等が校内生活（授業、休み時間、放課後等）で守るルールを明確にし、指導するとともに、保護者の十分な理解を得る ポイント3 安全管理の徹底に向けた取組を明記する。 ☐ 学期に1回以上の定期点検の実施（安全点検表を活用し、複数の教職員で実施） ☐ 施設等使用前の日常的な安全点検の実施 ☐ 児童等の出欠・遅刻・早退・欠課状況等を確実に把握し、必要に応じて早期に本人との面談や保護者へ相談 ☐ 遊具やプール等の学校施設・設備や、常備している薬品等の危険物について、定期的、日常的な安全点検を実施 ☐ 教職員の安全に関する校内研修を実施 ポイント4 保護者、ボランティア等との連携強化に向けた組織的活動を位置付ける。 ☐ 学校とスクールガードや地域社会との連絡会議 ☐ 学校教育活動の地域への公開・交流活動
改善	ポイント5 危機管理マニュアルに掲載し、毎年、見直す。



（２）防犯の取組

留意点	① 全国では、不審者による被害が相次いでいる。 ② このため、保護者・地域人材と連携した子どもたちの見守り活動（スクールガード活動）や、不審者侵入防止対策、防犯教育の充実が必要である。
地域ぐるみの学校安全体制の確立	ポイント1 スクールガード活動の活性化を図り、地域ぐるみの安全体制を確立する。 □学校、保護者、地域（防犯団体等）の連携を密接にし、見守りやパトロールに取り組むスクールガード活動を活性化し、「児童等を一人にしない」対策を講じる。 □近隣の学校や警察と、不審者情報等を共有するとともに、児童等及び保護者への注意喚起を常に行う。 □地元警察署が発信する「警察署メールマガジン」や、県警Webページの「山口県地域別犯罪発生地図（安全マップ）」も活用する。 □スクールガードと児童等の対面式・交流会等の開催など、交流機会を増やす。 □市町教育委員会の指導のもと、小・中学校が連携し、生徒指導連絡会議等の既存の会議を活用し、学校とスクールガードとの連絡会議を開催する。その際、校区内の県立学校等も参加し、連携を深める。 □連絡会議に出席する関係者が、安全マップを作成し、共有する。 ※ 学校安全・体育課Webページ掲載の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の実践報告書を参照願います。 ポイント2 万一来に備え、緊急連絡体制を整備する。 □「学校等に対する緊急通報システム」等による、緊急事案発生時の連絡や支援要請のために、携帯メール等による情報配信システムを整備する。 □緊急時の学校の登下校対応について保護者、地域に周知する。 ポイント3 学校、保護者、地域が連携し、通学路の安全点検を実施する。 □毎年、定期的に安全点検を実施し、「安全マップ」を見直す。 □危険箇所については、児童等、保護者に情報提供する。 □児童等から通学路の状況について、随時報告を受ける。
不審者侵入防止体制の確立	ポイント4 不審者侵入防止体制を確立するとともに、定期的に安全管理体制を確認する。 □使用しない校門等は施錠する。 □校地内に入るための出入り口を可能な限り限定し、管理可能な状態にする。 □児童等が使用する通用門を、登校時以外は閉めておくなどの対応をする。 □校地内外の樹木の伐採等を行い、不審者が侵入して隠れやすい死角を排除するなど、校地内の見通しを確保する。 □教職員の定期的な校内巡視や、必要に応じ、校外巡視にも取り組む。 □防犯対策として、夜間や休業日の施錠を徹底する。特に、部室等の施錠、貴重品の管理にも配慮する。 □可能であれば、防犯監視システム（防犯カメラ、センサー、インターホン等）を整備し、不審者侵入抑止体制を強化する。 □休業日の学校開放等においても、児童等の安全確保、安全管理に十分に努める。特に、校地及び校舎の出入口を限定するなど、安全管理に配慮する。

- 防犯器具の設置場所や取扱方法等について、防犯訓練や研修会で確認し、緊急時に対応できるようにする。
- 山口県版「学校の安全管理40の点検項目」（学校安全・体育課Webページ掲載）を活用する。

ポイント5

来訪者への対応を明確にする。

- 出入り口に、「関係者以外の立入りを禁止します」「用事のある方は事務室受付へお越しください」などを表示する。
- 受付がわかるように案内を表示する。
- 受付で受付名簿への記入、来校者証、名札等を配付し、着けるよう依頼する。

ポイント6

警察への通報体制を確立する。

- 不審者を発見した場合は、即座に110番通報する。（所轄署への連絡では、パトカーの配備など警察の緊急対応が遅れる）
- 警察への通報基準を明確にしておく。

- 児童等や教職員に危険が感じられる場合
- 威圧行為を繰り返したり、脅迫している場合
- 窃盗行為をしようとしている
- 覚醒剤やシンナーなどの薬物を使用している場合
- 火災発生の原因となる行為をした場合
- 不審者が強引に児童等との接触を求めた場合
- 児童等に破廉恥行為を強要している場合 など

防犯教育の充実

ポイント7

警察や保護者等と連携し、防犯避難訓練や教室に計画的に取り組む。

- すべての児童等が、防犯の基礎である「いかのおすし」（行かない・乗らない・大声で叫ぶ・すぐ逃げる・知らせる）を身に付ける。
- 児童等が危険を予測し回避できるよう、防犯に関する危険予測学習（KYT）を活用する。

ポイント8

「安全マップ」の作成を通して、危険予測・回避能力を育てる。

- 安全教育の一環として、総合的な学習の時間や特別活動を活用して、安全マップづくりに取り組む。
- 作成方法は、小グループや保護者と一緒に、直接、現場を見て、地域の方から取材するなどして、危険箇所を把握する。
- 「暗くてさびしい道」「空き地で危険。人気がない」「大きな車に注意」などの把握した情報は、実際の地図やイラスト（略図）として書き込む。
- 「交番」や「子ども110番の家」など、安全を確保できる場所も明示する。
- 危険箇所は、地形、時間帯、天候等の多面的な角度から安全点検を実施する。

ポイント9

防犯指導を充実する。

- できるだけ日没前に帰宅し、日没後は一人で外出しないように指導を徹底する。外出が必要な場合は、可能な限り送迎するよう保護者へ依頼する。
- 特に、部活動等で帰宅が遅くなる児童等については、単独行動を避け複数で行動することや、防犯ブザー及び懐中電灯等の携行について指導を徹底する。
- 保護者にも、児童等の通学路や安全について、家庭で十分話し合うよう依頼する。

（３）生活安全の取組（防犯を除く）

★転落事故防止

取組	ポイント１ 安全教育を徹底する。 □児童等に対し、天窓やフェンスなど、屋上やベランダ等の施設の危険性を十分に理解させ、危険な行動を取らないよう指導を徹底する。 ポイント２ 安全管理を徹底する。 □防護塀や柵等のない平屋根は、児童等に使用させない。 □フェンスや手すり等が設置されている屋上も、平時は出入口を施錠・閉鎖し、普段は上がれないよう管理を徹底する。 □フェンスや防護柵のある屋上を授業等で使用する場合は、複数の教職員を配置するとともに、児童等への安全指導を徹底する。 □運動会や文化祭等において、スローガンやモニュメント等を設置する場合には、フェンスや防護柵等がない屋根部分については必ず教職員が行う。また、防護柵等がある屋上やバルコニーに設置する場合も必ず教職員が付き添い、児童等の安全に万全を期す。 □児童等が使用可能な屋上に天窓がある場合は、必ず落下防止の対策を講じる。 ※ 文部科学省リーフレット「学校における転落事故防止のために」（平成20年8月）を参照願います。学校安全・体育課Webページにも掲載しています。
----	--

★遊具事故防止

取組	ポイント１ 安全教育を徹底する。 □遊具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分な指導に取り組む。 □すべり台やうんていなどの遊具使用時に、ヘルメットや衣服のフードのひも等で首を締める事故が発生する可能性を指導する。 ポイント２ 安全管理を徹底する。 □定期的、日常的な安全点検を必ず実施する。 □安全点検のポイント ・目視だけでなく、金槌で叩く、揺らす、大人の力で実際に作動させるなど徹底した点検を行う。 ・担当職員に任せるだけでなく、管理職が金槌等を使い実地で点検する。 ・土台や溶接部分の破損、転倒の危険を十分に確認する。 ・教職員間で遊具に関する情報交換（安全面での気付き）を行う。 ・安全点検表を作成し、複数で確認する。 ・遊具の使用規定を作成し、適宜、見直す。 ※ 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成20年8月）を参照願います。学校安全・体育課Webページにも掲載しています。
----	---

★プール事故防止

取組

ポイント1

児童等への安全教育を徹底する。

- 水泳は危険を伴う運動であるため、睡眠を十分にとる、欠食をしないなど体調管理に努め、十分に準備運動を行うなど、自ら安全な行動を取ることの重要性について指導する。
- 周囲の級友の安全について気を配りながら泳ぐことを指導する。
- 人員点呼（バディシステム等）の重要性を理解し、素早く、正確に点呼できるようにする。
- 典型的な事故例を知り、個人の能力に応じた水泳を心がける。

- ・スタート時に頭部から深く入水し、水底で頭部を打つ。
- ・入水や潜水の際、無理な息こらえ等による重大事故（ノーパニック症候群）がある。
- ・一定の技能を身に付けている児童等にも重大事故がある。

ポイント2

施設の安全点検と水質管理を徹底する。

- プールの安全管理・衛生管理については、「プールの安全標準指針」及び「学校環境衛生の基準」を参考として徹底を図り、適切な管理体制を整える。
- プールの排（環）水口の蓋及び吸い込み防止金具の強度、ボルト等による固定等が十分か、定期的に点検し、不備な箇所は速やかに改善を図る。
- プールの遊離残留塩素濃度は、プール水使用前及び使用中1時間に1回以上測定し、必要事項を帳簿等に記録し、保存しておく。
- プール水等の排水については、事前に必ず水質検査を行い、残留塩素の低濃度を確認した上で放水する。
- 塩素剤等を取り扱った水質管理や排水時の措置は、安全に十分配慮するとともに、学校薬剤師の指導・助言を得る。

ポイント3

指導時の安全管理を徹底するとともに、緊急時に常に備える。

- 指導に当たっては、「水泳指導の手引き（二訂版）」及び「学校における水泳事故防止必携（新訂版）」を参考とする。
- 監視員は、プール全体が監視できるよう十分な人数を配置する。
- プールサイドに不要な器具等を放置せず、安全に留意する。
- 非常事態に備え、携帯電話等をプールに持参する。
- ノーパニック症候群に関する共通理解を図り、指導時に留意する。
- 全教職員が、救急蘇生法及びAEDの使用法等を身に付ける。
- 緊急対応について明確にしておく。

- ・事故発生時には、即座に呼吸及び脈拍を確認し、必要な場合は救急車の要請をするとともに、その場で救急蘇生を行う。
- ・事故現場の目撃者を最小限に抑えるとともに、目撃した児童等の心のケアに努める。

ポイント4

水泳中の事故防止について、保護者に十分な啓発をする。

- 夏季休業中等の水泳事故の際、即座に救急蘇生法を実施できるよう保護者と連携して研修会等を実施する。

★水難事故防止

取組	ポイント1 児童等への指導事項を徹底する。 □ 遊泳禁止の海や湖沼はもちろんのこと、雨後の増水した河川には絶対に近寄らない。特に、河川では、雨が上がっても、2～3日は流れが速くなっているので十分に注意する。 □ 海岸における離岸流（波打ち際から沖合に向かってできる潮の流れで、幅10メートル前後の局所的にできる強い引き潮）の存在を知り、離岸流の有無等、事前に情報を得て、適切に遊泳する。 □ ため池や貯水池等、立ち入り禁止・遊泳禁止箇所では、絶対に、泳いだり、魚釣りをしない。 □ 河川上流域では、急な増水による水難事故の可能性もある。キャンプや水遊びの際には、気象状況や上流ダムの情報等に注意する。 □ 河川の危険性については、児童等・保護者に十分に指導・啓発する。 ・ 水面は穏やかでも、水中では流れが速く、流れが複雑である。 ・ 河床は複雑で滑りやすく、また、急に深くなっている。 ・ 深さ30センチ以上（児童等の膝の高さ程度）になると、転倒しやすい。 ・ 水辺では、大人が目を離したすきに事故に遭うことが多い。離れた所で見守っていても、不意に溺れた時は姿を見失いがちであり、水辺では、大人がずっと一緒に行動することが必要である。
----	---

★落雷・突風事故防止

取組	ポイント1 落雷や突風等の脅威を指導・啓発する。 □ 近年、部活動中の落雷や積乱雲からの突風（ガストフロント）によるテントの倒壊により、死者が出るなどの重大事案が全国的に発生している。 □ 落雷や突風等、自然の怖さを認識し、危険を予測・回避することの大切さについて児童等や保護者に指導・啓発する。 ポイント2 屋外活動時の留意点について教職員で共通理解し、指導する。 □ 屋外での授業、体育大会・文化祭等学校行事、各種競技大会の実施及び開催にあたっては、事前に気象情報を入手する。 □ 気象情報を入手する際は、強風や落雷等の警報や注意報等に留意し、発令された際は、参加者の安全確保を最優先する。 □ 活動中止の決定権限をもつ者を、事前に特定しておく。さらに、中止決定までの手順をフローチャートにまとめておく。 □ 屋外での安全管理体制（本部に危機管理班、指導・監視班、救護班を設置）を明らかにして活動する。 □ 大気が不安定なため、竜巻・ガストフロント・雷雨の発生等、急激な天候の変化が予想される場合は、予め、避難方法等について教職員の共通理解を図り、早期に対応する。 □ 特に、テント等の設営には十分配慮する。 ※ 学校安全・体育課Webページ掲載の「野外活動安全管理マニュアルー落雷事故防止に向けてー」や資料「落雷に関する教員の安全配慮義務」も参照願います。
----	--

★薬品事故防止

取組	ポイント1 理科薬品の安全管理を徹底する。 □古くなり、薬品で腐食等がある保管庫は、新しいものと交換する。 □保管庫の鍵は、理科薬品管理責任者が管理する。 □地震対策として、保管庫が壁などに固定されていること。ガラス窓は、金網等が施されたものにし、薬ビンの転倒による破損がないようにする。 □医薬用外毒物・劇物は、表示通りの保管場所に保管する。 □保管庫内では、転倒防止のため、仕切りの入った保管用トレイに保管することが望ましい。液剤の場合は、砂を入れて保管する。砂を入れることにより、薬液がこぼれた場合、化学変化の速度が遅延される。 □毎学期ごとに、在庫量と帳簿量を確認する。使用が無くても、任意に抽出し重量を量り、在庫量を確認する。 □不要な理科薬品は、適正な方法で廃棄する。 □理科薬品の管理帳簿の毎学期の確認欄に学校長の確認印を設ける。 ※ 以上、山口県学校薬剤師会「理科薬品管理指導マニュアル」より引用 □使用する度に、教員が薬品の量を計量し帳簿に記入、在庫量と帳簿量を確認する。 □理科薬品保管庫の取扱いは、児童等にはさせず、教員がおこなう。 □「理科薬品管理状況調査表」に基づき、学校薬剤師による点検を年1回以上実施し、結果の報告を校長が受ける。 ポイント2 その他の薬品の安全管理も徹底する。 □農薬、プール薬品等の管理を適切に行う。
----	---

★熱中症防止

取組	ポイント1 熱中症による事故防止対策を徹底する。 □授業や学校行事、部活動等の際には、熱中症による事故防止に留意する。 □暑い季節の運動や作業は、涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には休憩を多くとり、スポーツドリンク等により、こまめに水分や塩分を補給する。 □体が暑さに慣れていないときには、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らす。 □暑い季節には、吸湿性や通気性のよい軽装にするとともに、屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用する。 □個人差や体調により、暑さへの耐性が違うことを踏まえ、健康観察を行う。 ポイント2 すべての教職員が応急処置を理解しておく。 □涼しい陽の当たらない場所に寝かせ、衣服をゆるめ、水分や塩分を補給する。 □経過観察中、容態が急変し、死に至るケースもある。注意を怠らない。 □昏睡状態でけいれんを伴う場合はもちろん、応答が鈍いなど、少しでも意識が朦朧としている場合は、救急車を要請し、早期に医師の手当てを受ける。 □医師の診断までの間、濡れタオルや氷などで体を冷やすなどの応急手当を行う。 □緊急時の対応のために、応急手当の研修や、連絡先（学校医、消防署、教育委員会、家庭等）を明確にするなど、救急体制を確立しておく。 ※文部科学省、日本体育・学校健康センター作成「熱中症を予防しよう ―知って防ごう熱中症―」（平成15年7月）参照
----	---

（４）交通安全の取組

留意点	① 毎年、児童等の交通死亡事故が発生している。児童等の尊い命を守るためにも、警察等と連携し、交通安全教育に取り組むことが重要である。 ② 危険予測学習（KYT）を活用した取組が必要である。 ③ 過去、児童等が加害者となった事案もあるため、賠償責任等について学ぶ機会が必要である。
取組	ポイント1 警察等と連携し、交通安全教育の充実を図る。 □交通安全教育の充実により、「自らの命は自ら守る」意識を醸成し、交通ルールを守ることを身に付ける。 □心にゆとりと、時間に余裕をもって行動することを身に付ける。 □警察等と連携し、交通安全教室、自転車教室等に取り組む。 □生徒が主体となる「サイクルスクールリーダー活動」を推進する。 □特に、自転車の安全運転に気を付ける。自転車の安全点検も重要である。 ・携帯電話を操作しながら、傘を差しながら、ヘッドホンステレオ等を聞きながらなどの、「ながら運転」はしない ・坂道などで、スピードを出し過ぎ、高速で走行しない ・小中学生は、自転車運転時のヘルメットの着用を推進する □道路横断時は、横断歩道や自転車横断帯を利用し、飛び出しや斜め横断はしない。 □交差点や踏切では、必ず一旦停止し、左右の車両等の走行に気を配る。 □若年ドライバーの重大事故が増加しているため、在学中又は卒業時に、自動二輪や普通免許を取得する生徒への交通安全教育の充実を図る。 □二輪車で通学する生徒に対しては、二輪車安全運転講習会（サマースクール）を活用する。 □J R社との連携を図り、各地域の生徒指導連絡協議会等で情報交換を行い、踏切事故の未然防止に取り組む。 □各学校での仮入学時に、新入生及び保護者に対し、交通安全指導の徹底を図る。 ポイント2 危険予測学習（KYT）を活用する。 □学校における交通安全教育は、教職員による説明的な指導から、児童等が自らの安全を自ら確保しようとする態度の育成に向け、質的な変換が求められている。 □危険予測学習は、①状況把握、②危険予測、③回避方法の考察、④安全行動の意思決定の4段階で学習する。終わりの会など、短時間での指導も可能である。 ポイント3 加害者となった際の責任について教える。 □自転車は軽車両の一つであり、場合によっては、交通事故の加害者となることを常に意識する。 □自転車であっても、法律違反をして事故を起こすと刑事上の責任が、相手に怪我をさせた場合は、民事上の損害賠償責任が生じることを児童等に教える。 □万一の事態に備え、保護者に対し、個人賠償保険や傷害保険等の利用について啓発する。 ※ 学校安全・体育課Web掲載のリーフレット「交通安全教育の充実に向けて」や「危険予測学習－自転車KYT教材集－」を活用願います。

（５）災害安全の取組

留意点	① 学校防災体制の確立に向け、気象情報や緊急地震速報の入手体制、災害発生時の初期行動、避難行動、指示内容等について明らかにする必要がある。 ② 学校安全計画に防災教育を位置付け、学校教育活動全体で取り組む。 ③ 地震への対応について明らかにする。 ④ 風水害・土砂災害への対応について明らかにする。
学校防災体制	ポイント1 学校防災体制を整備する。 □情報収集・連絡体制を確立する。 ・緊急地震速報を活用する ・「山口県土木防災情報システム」を活用して、台風、大雨、土砂災害等の気象情報等を迅速に入手する ・児童等・保護者に休校・自宅待機等を早急に連絡するため、学校Webページの緊急通信欄や、緊急メール配信システムを構築する □災害から身を守るために、「台風接近」や「土砂災害警戒情報」発令時等の学校の対応方針について明確にしたマニュアルを作成するとともに、児童等と保護者に周知する。指定避難場所も案内する。 □「山口県土木防災情報システム」に掲載されている、各市町作成の「洪水ハザードマップ」や県が示している「土砂災害危険箇所」を活用し、危険箇所を把握するとともに、地域の過去の災害被害を把握し、安全マップの充実を図る。 □災害発生時のパニックを防止するため、専門家や関係機関等とも連携し、防災教育や避難訓練等を計画的に実施し、安全に避難できるようにする。 □関係機関（市町、消防等）と連携した体制を整備し、地域全体の防災力の向上を図る。市町で行われる防災訓練にも参加する。 □市町防災担当部局や地域防災組織（自主防災組織）と連携し、避難所の運営等の協力体制を整備する。
防災教育	ポイント2 防災教育に取り組む。 □防災教育は、児童等が自然災害のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力（防災リテラシー）を身に付けることを目的としている。 □学校安全計画に基づき、各教科、道徳（道徳教育）及び特別活動、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通じて、組織的・計画的に防災教育・訓練に取り組む。 □理科や社会科の教科学習、特別活動等を活用した地域人材や専門家による防災教室、避難訓練等に取り組む。特に、防災に関する様々な課題について、調べ・まとめ・発表する活動を重視する。 □火災・地震等の避難訓練に計画的に取り組む。 □被災後の対応についても、学習の機会をもつ。 □本県における地震被害を具体的に想定した「山口県地震被害想定調査報告書」は、下記の県防災危機管理課Webページで見ることができる。 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/bousai/soutei.html
地震	ポイント3 地震対応マニュアルを整備するとともに、緊急地震速報を活用する。

への備え	□本県作成の「震災時の被害軽減に係る標準マニュアル（学校用概要版）」（平成17年4月：学校安全・体育課Webページ掲載）をもとに対応を明確にする。 □上記マニュアルの「3 学校用マニュアル」をもとに、平常時からの対策を徹底するとともに、「震災時行動指針」について児童等・教職員に周知を図る。 □緊急地震速報受信後の最善行動は、家具から離れる、机の下に隠れるなどの「身の安全の確保」である。 □受信後は、数秒～数十秒で主要動が到来する。瞬時に対応しないと間に合わない。 ポイント4 地震に備え、施設・設備の安全管理を徹底する。 □本棚やテレビ等、校舎内の施設・設備について転倒・落下防止策を施す。 □灯油タンクや簡易倉庫など、屋外の施設・設備について転倒防止策を施す。 □施設・設備の定期安全点検において、地震対策に関する項目を明記して点検する。 □避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物を置かない。 ポイント5 学校外における地震被災の対応を周知する。 □ブロック塀や自動販売機等、倒壊しやすいものに近付かない。 □ビルの窓ガラス等高所からの落下物に気をつける。 □土砂崩れや土石流等が起こりそうな場所に近付かない。 □海岸にいたときは、海岸から離れ高所に避難する。
風水害・土砂災害への備え	ポイント6 日常からの風水害・土砂災害への備えが必要である。 □風水害・土砂災害の登下校方針や避難体制を明確にし、マニュアルに掲載する。マニュアルに避難所も掲載する。 □「山口県土木防災情報システム」等を活用し、日常から危険箇所を把握し、安全マップに掲載し、避難方法等を考えておく。 ・河川、ため池等の氾濫の恐れがある場所 ・崖崩れ等の土砂災害の起こりやすい場所 ・道路が浸水しやすい場所 ・暴風時に倒木等の被害の恐れがある場所 など □マニュアルに基づき、学校と地域の実情に応じて避難訓練を実施する。 ポイント7 台風の接近等、緊急時の対応について、事前に児童等・保護者に伝えておく。 □登校前の時点で、災害の恐れがある場合は、地域の状況により登校の可否を決定し、家庭連絡等によって速やかに的確な指示を行う。 □状況により、保護者の同伴登下校、教職員の引率などについて考慮する。 □下校させる場合には、気象状況、通学路の状況等を確認し、下校のタイミングを的確に判断する。早めの下校を実施し、危険な状況下での下校はさせない。 □台風等による臨時休業や下校時刻を切り上げる場合は、近隣学校間で連携することが望ましい。 ポイント8 天候回復後は、安全点検が必要である。 □学校施設設備を点検し、安全確認を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。 □飲料水について、必ず安全確認を行う。また、学校給食についても、施設設備の衛生管理を徹底する。 □通学路の安全点検を行い、状況によっては通学路の変更を行うなど、適切な措置を講じる。

（6）児童等の教室・訓練、教職員研修

留意点

① 関係機関や専門家と連携した児童等の防犯・交通安全・防災教室や避難訓練に取り組む必要がある。

② 危機管理や学校安全に関する教職員等の研修に取り組む必要がある。

児童等の教室・訓練

ポイント1

児童等の防犯教室・訓練、交通安全教室、防災教室・訓練とともに、安全に関する総合的な取組を推進する必要がある。

□教室・訓練とともに、児童等による安全マップづくり、KYTを活用した交通安全教育、災害の発生メカニズム、地域の自然環境、過去の災害等の学習について、各教科、道徳及び特別活動、総合的な学習の時間等を通じて行い、児童等の危険予測・回避能力を育む。

□専門家と連携して取り組む。

①	防犯教室・防犯訓練	地元警察署 生活安全課
②	交通安全教室	地元警察署 交通安全学習館（山口県総合交通センター内）
③	二輪車サマースクール	山口県交通安全協会 ※高校生対象
④	防火訓練	地元消防署
⑤	防災教室・訓練	各市町防災主管課、地元消防署
⑥	地震、風水害、土砂災害 ・発生メカニズム ・地域災害事例、被害防止 ・ボランティア活動	・山口大学理学部、工学部等専門家 ・各市町防災主管課 ・下関気象台防災業務課 ・日本赤十字社山口県支部
⑦	海浜事故防止 ・安全講習、応急救急講習	徳山、仙崎海上保安部 岩国、柳井、宇部、下関、萩海上保安署
⑧	セーフティライフ・セミナー	教育庁学校安全・体育課

教職員研修

ポイント2

教職員の研修・訓練が必要である。

□研修や訓練は計画的に行う。朝礼時や職員会議等も活用し、危機対応等の共通理解にも取り組む。

□教職員は、児童等とともに、避難訓練に主体的に取り組む。

□毎年度、以下に取り組むことが望まれる。なお、研修は、職員会議等での確認等も含む。

研修	○学校安全計画について ○危機管理マニュアルについて ○重大事案発生時の危機対応について （初動・初期対応、保護者との連携、心のケア、報道対応等） ○休日・夜間等における危機管理体制について ○不審者対応の実技研修について ○スクールガードとの連携について ○危険予測学習（KYT）について ○災害発生時の対応について ○救急救命法について ○学校安全の広報・啓発（Webページ等）について ○賠償責任や傷害保険の理解について など
----	--

2 緊急時の初動・初期対応

(1) 緊急時の基本的対応と校内組織等

留意点	① 危機に即応できるよう、事故発生時の初動対応について明確にする。 ② 緊急事案に即応する校内組織を整え、役割分担を明らかにする。 ③ 緊急時の連絡体制（保護者、関係機関、教育委員会）を明確にする。																				
事案発生時の基本的対応	ポイント1 事案発生時の基本的対応について共通理解する。 □児童等を守るためには、事案発生直後の初動対応が何より重要であり、管理職を中心として迅速・的確な意思決定が求められる。 □以下に、「問題行動等対応マニュアル」の「重大事案発生時の基本的な対応」から、初動対応のポイントについてまとめる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 管理職への報告と最新情報入手</td><td> □ 5 W 1 H に基づきメモを取り、校長(管理職)へ情報を集約。 □ 校長(管理職)は、現場を確認し、必要に応じ現場を保存。 □ 校外での事案は、生徒指導主任等を派遣し、現場での情報確認や目撃児童等の有無等を確認。地元警察・消防・教委からも最新情報を入手。 □ 時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。 </td></tr> <tr> <td>2 緊急支援要請等</td><td> □ 重大事案発生時は、警察、教育委員会、C R T 等へ支援を要請。 □ 傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車出動を要請。 </td></tr> <tr> <td>3 緊急招集 緊急会議 役割分担</td><td> □ 校長(管理職)は、教職員を緊急招集し、以下を指示する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A 役割分担</td><td>□ 教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。</td></tr> <tr> <td>B 児童等への連絡</td><td>□ 緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。</td></tr> <tr> <td>C 保護者連絡</td><td>□ 関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □ 事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。</td></tr> <tr> <td>D 教育委員会報告</td><td>□ 簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。</td></tr> <tr> <td>E 関係機関等と連携</td><td>□ P T A 役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □ 警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。</td></tr> <tr> <td>F 報道対応窓口決定</td><td>□ 報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応チーム」が活動開始。 □ 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	項目	取組内容	1 管理職への報告と最新情報入手	□ 5 W 1 H に基づきメモを取り、校長(管理職)へ情報を集約。 □ 校長(管理職)は、現場を確認し、必要に応じ現場を保存。 □ 校外での事案は、生徒指導主任等を派遣し、現場での情報確認や目撃児童等の有無等を確認。地元警察・消防・教委からも最新情報を入手。 □ 時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。	2 緊急支援要請等	□ 重大事案発生時は、警察、教育委員会、C R T 等へ支援を要請。 □ 傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車出動を要請。	3 緊急招集 緊急会議 役割分担	□ 校長(管理職)は、教職員を緊急招集し、以下を指示する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A 役割分担</td><td>□ 教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。</td></tr> <tr> <td>B 児童等への連絡</td><td>□ 緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。</td></tr> <tr> <td>C 保護者連絡</td><td>□ 関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □ 事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。</td></tr> <tr> <td>D 教育委員会報告</td><td>□ 簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。</td></tr> <tr> <td>E 関係機関等と連携</td><td>□ P T A 役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □ 警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。</td></tr> <tr> <td>F 報道対応窓口決定</td><td>□ 報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応チーム」が活動開始。 □ 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。</td></tr> </tbody> </table>	A 役割分担	□ 教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。	B 児童等への連絡	□ 緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。	C 保護者連絡	□ 関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □ 事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。	D 教育委員会報告	□ 簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。	E 関係機関等と連携	□ P T A 役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □ 警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。	F 報道対応窓口決定	□ 報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応チーム」が活動開始。 □ 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。
項目	取組内容																				
1 管理職への報告と最新情報入手	□ 5 W 1 H に基づきメモを取り、校長(管理職)へ情報を集約。 □ 校長(管理職)は、現場を確認し、必要に応じ現場を保存。 □ 校外での事案は、生徒指導主任等を派遣し、現場での情報確認や目撃児童等の有無等を確認。地元警察・消防・教委からも最新情報を入手。 □ 時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。																				
2 緊急支援要請等	□ 重大事案発生時は、警察、教育委員会、C R T 等へ支援を要請。 □ 傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車出動を要請。																				
3 緊急招集 緊急会議 役割分担	□ 校長(管理職)は、教職員を緊急招集し、以下を指示する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A 役割分担</td><td>□ 教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。</td></tr> <tr> <td>B 児童等への連絡</td><td>□ 緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。</td></tr> <tr> <td>C 保護者連絡</td><td>□ 関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □ 事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。</td></tr> <tr> <td>D 教育委員会報告</td><td>□ 簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。</td></tr> <tr> <td>E 関係機関等と連携</td><td>□ P T A 役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □ 警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。</td></tr> <tr> <td>F 報道対応窓口決定</td><td>□ 報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応チーム」が活動開始。 □ 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。</td></tr> </tbody> </table>	A 役割分担	□ 教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。	B 児童等への連絡	□ 緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。	C 保護者連絡	□ 関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □ 事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。	D 教育委員会報告	□ 簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。	E 関係機関等と連携	□ P T A 役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □ 警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。	F 報道対応窓口決定	□ 報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応チーム」が活動開始。 □ 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。								
A 役割分担	□ 教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。																				
B 児童等への連絡	□ 緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。																				
C 保護者連絡	□ 関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □ 事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。																				
D 教育委員会報告	□ 簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。																				
E 関係機関等と連携	□ P T A 役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □ 警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。																				
F 報道対応窓口決定	□ 報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応チーム」が活動開始。 □ 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。																				

ポイント2

緊急時の校内対応組織を確立する。

- 事案発生時は、全教職員が協力し、組織的に危機対応に当たる。
- 危機対応には、危機管理を担当する組織（危機管理チーム＝対策本部）と心のケア（心のケアチーム）を担当する組織が必要である。
- 山口県クライシス・レスポンス・チーム（以下、CRT）作成の「校内危機対応チーム分担例」をもとに、組織と役割を示す。

	班	役割分担	担 当
統括	責任者	全体指揮	①校長 ②教頭
危機管理	① 学校安全班 (危機管理班)	学校安全担当	教頭、生徒指導主任、保健安全主任 *教育委員会職員
		情報管理担当	教務主任、進路指導主任
		庶務担当	事務長（事務室）
	② 報道対応班	報道担当	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任等 *教育委員会職員
	③ 保護者班	保護者担当	教頭、学年主任
		個別担当（遺族等）	担任等を指名
ケア	① 学年班	学年担当	学年主任、（教務主任） 担任・副担任
	② ケア班	ケア担当	養護教諭、教育相談担当

責任者	・ 事案の全体把握と対応決定 ・ 警察、教育委員会との連携 ・ 被害者・被災者への対応（事案により謝罪） ・ 保護者対応、報道対応 など
学校安全班 (危機管理班)	・ 最新情報の把握 ・ 学校内外の安全状況の把握 ・ 保護者、関係機関、報道等への連絡・通知等 ・ 報告準備 ・ 記録(時系列)の整理 ・ 食事等補給 など
報道対応班	・ 報道対応準備（「2章2(5)報道機関への対応」を参照）
保護者班	・ 該当保護者への状況説明・支援等 ・ 全保護者への緊急連絡による不安軽減 ・ 緊急保護者会や通知文の準備 など
学年班	・ 被害児童等への付添・見舞い ・ 学年児童等の状況把握と不安軽減 など
ケア班	・ 応急手当 ・ 学校医・医療機関等との連絡連携 ・ ハイリスク児童等の把握（ケア会議開催） ・ 教育相談等のケア活動 など

緊急時の連絡体制

ポイント3

迅速・確実な連絡体制を築く。

- 教職員・関係機関等の連絡先一覧を職員室等に掲示しておく。
- 校内及び関係機関等への連絡系統をフローチャート等にまとめておく
- 特に、第1報は「巧遅より拙速」を優先する。
- 避難訓練等で、連絡体制についても確認する。

ポイント4

連絡すべき事項の文例等（関係機関等への緊急通報、支援の要請、校内放送など）を明示する。

- 警察への緊急連絡は、局番なしの110番をダイヤル（携帯も同じ。県警本部通信司令室に直接繋がる。）

※通報文例

- ①落ち着いて、「△△中学校です。今、不審な男（女）が校内に侵入して暴れています。子どもが怪我をしています。すぐに支援をお願いします。」
- ②その後は、質問に答える形で、通報者氏名、学校住所、電話番号などを正確に知らせる。

- 消防への緊急連絡は、局番なしの119番をダイヤルする。110番通報した場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよい。

※通報文例

- ①必ず相手が、「もしもし、火事ですか、事故ですか」と聞くので、はっきりと「火事（事故）です。消防車（救急車）をお願いします」と伝える。
- ②その後、質問に答える形で、住所番地、通報者氏名、傷病者の性別と年齢、意識や状態などを落ち着いて答える。

- 教育委員会等への緊急連絡は、学校名と発生事案名、関係者名を第一に伝える。その後、以下の優先順位で、簡潔に概要を報告する。

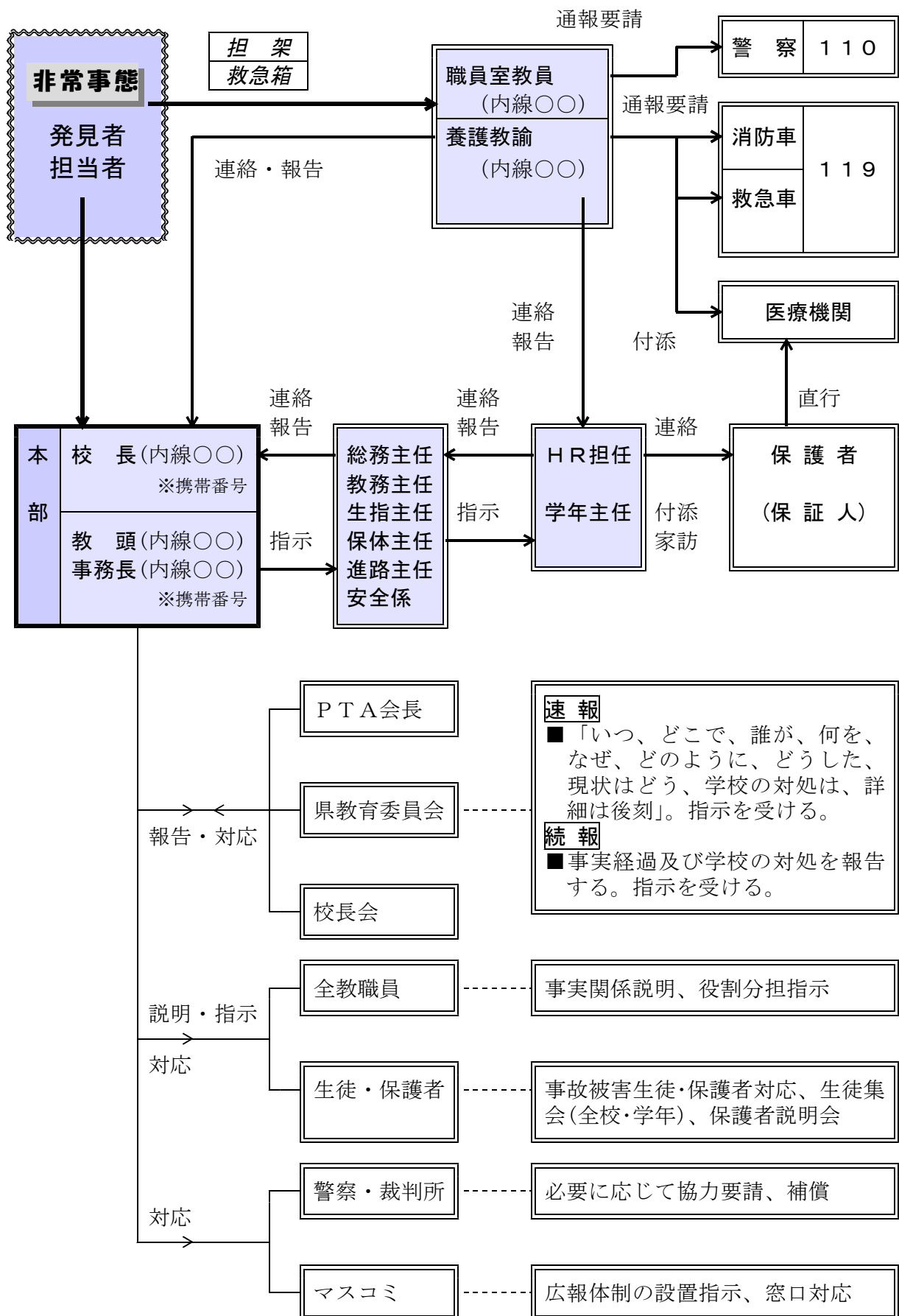
「WHAT 何が起きた」
 「WHO 関係者は」
 「WHEN いつ」
 「WHERE どこで」
 「WHY なぜ」（発生直後は、原因等は分からないことが多い）
 「HOW どのように、どうした、現状は、学校の対応は」

ポイント5

関係保護者へ迅速に連絡する。

- 事案発生の第一報入手直後に、5W1Hに留意しながら、関係保護者に連絡する。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。
- 関係保護者には、電話連絡だけではなく直接会い、事案に応じて謝罪、最新情報を交換するなど、緊密に連携する。
- 加害児童等がいる場合、早期に家庭と連携し、適切な対応を支援する。
- 校内に、加害者・被害者の当事者がいれば、双方の保護者と連携し、事案解決に向け支援する。

■ 緊急連絡体制（例）



※ 県立学校「危機管理マニュアル」から

(2) 避難・登下校対応、保護者との連携**★避難・登下校対応**

留意点	① 緊急事案発生時の避難について、指示の仕方や誘導方法、避難経路、避難場所等について明確にする。 ② 緊急時の児童等の登下校方法について明確にする。
取組	ポイント1 避難誘導の方法や経路等を明確にする。 □児童等を発生源から遠ざけ、安全な場所へ誘導し、生命の安全を確保する。 □児童等が悲惨な状況を見ないように配慮する。 □校内放送等の指示により、定められた場所へ、迅速かつ安全に避難する。 □避難経路は、災害時に本当に安全か、十分に確認しておく。 □名簿により、確実な人員把握をする。 □避難場所で、児童等の不安の軽減を図る。 □想定される災害ごとに、児童等への指示事項を明確にする。 ポイント2 緊急時の児童等の登下校対応について明確にする。 □緊急事案発生時は、児童等の登下校について、特に留意する必要がある。このため、「緊急時における学校の登下校対応等の留意点」等を参考に、マニュアルに基本的な対応を示し、保護者へも情報提供しておく。 □災害時は、保護者またはそれに代わる人へ児童等を直接引き渡す。引き渡し証等で記録を残す。

★保護者との連携

留意点	① 緊急時においても、保護者と連携して課題解決に当たる必要がある。 ② 事案発生後は、保護者の不安を取り除くとともに、PTA会長等に協力を仰ぎ、家庭への連絡や緊急保護者会の開催などに取り組む。
取組	ポイント1 緊急事案発生時においても、保護者と十分な連携を図る。 □個人情報等に配慮しながら、正確な情報を提供し、学校等の今後の対応を説明し、保護者の不安を軽減する。 □事後対応への協力を仰ぐとともに、個別相談等に積極的に応じる。 ポイント2 重大事案は、緊急保護者会等により、保護者へ説明する必要がある。 □重大事案発生時は、早期に家庭への連絡や緊急保護者会を実施する。保護者会は、PTA会長等の協力の下に実施する。 □緊急保護者会では、事案の概要、児童等の様子、学校の思い、家庭での児童等への配慮事項、相談窓口等について説明する。通知文の内容も同様である。

(3) 個別事案への対処要領

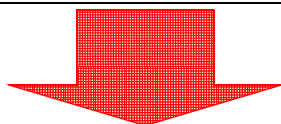
平成21年4月、「学校保健法」が「学校保健安全法」として改正され、施行された。



- 学校保健安全法において、学校が危機発生時に迅速かつ組織的に対応できるよう、様々な事件・事故、災害を想定して、具体的な「危険等発生時対処要領」を作成することが義務付けられた。
- 「危険等発生時対処要領」とは、「個々の事案発生時に教職員がとるべき具体的な内容や手順」のことである。
- 各学校の危機管理マニュアルに、様々な危機を想定した対処要領を加える必要がある。

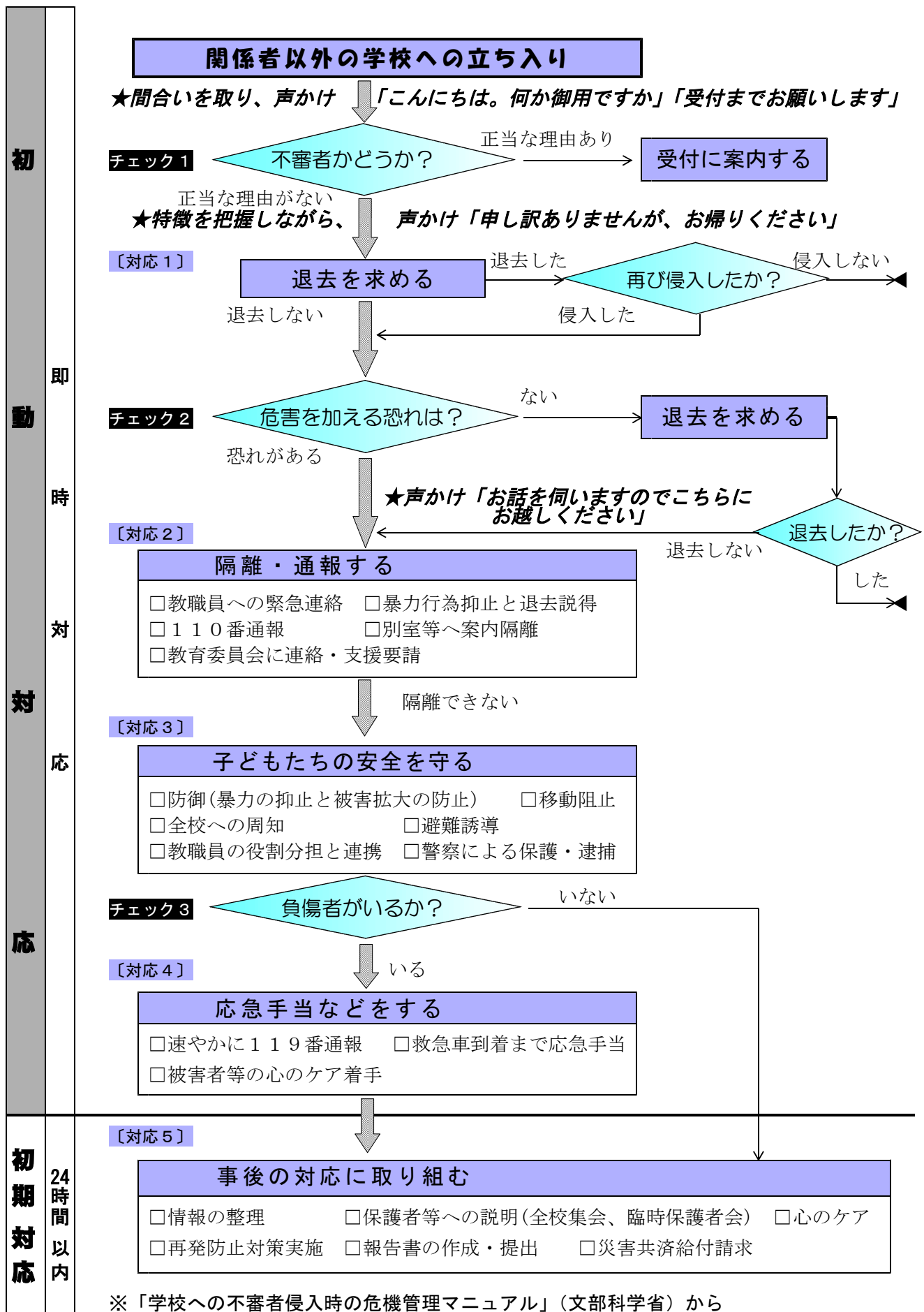
※ 参考

学校保健安全法 第29条 (危険等発生時 対処要領の作成 等)	1 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。 ※ 第10条：健康相談・保健指導における地域の医療機関等との連携
--	---

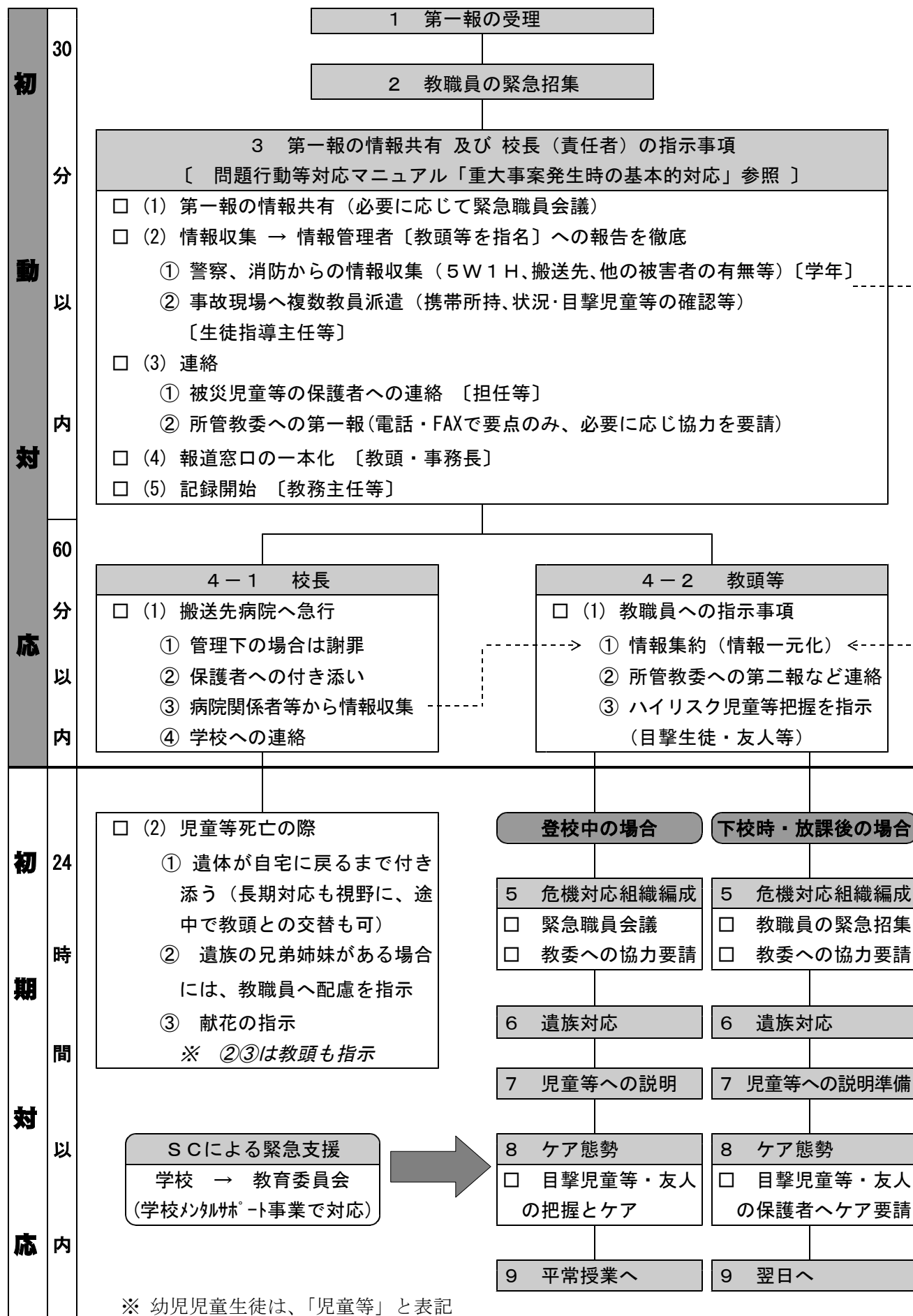


- 各学校の危機管理マニュアルには、次頁以降に示すような典型的な事案に対する対処要領を掲載する必要があります。
- この外、水泳事故や光化学オキシダント、感染症対応等、様々な対処要領を掲載することが望まれます。

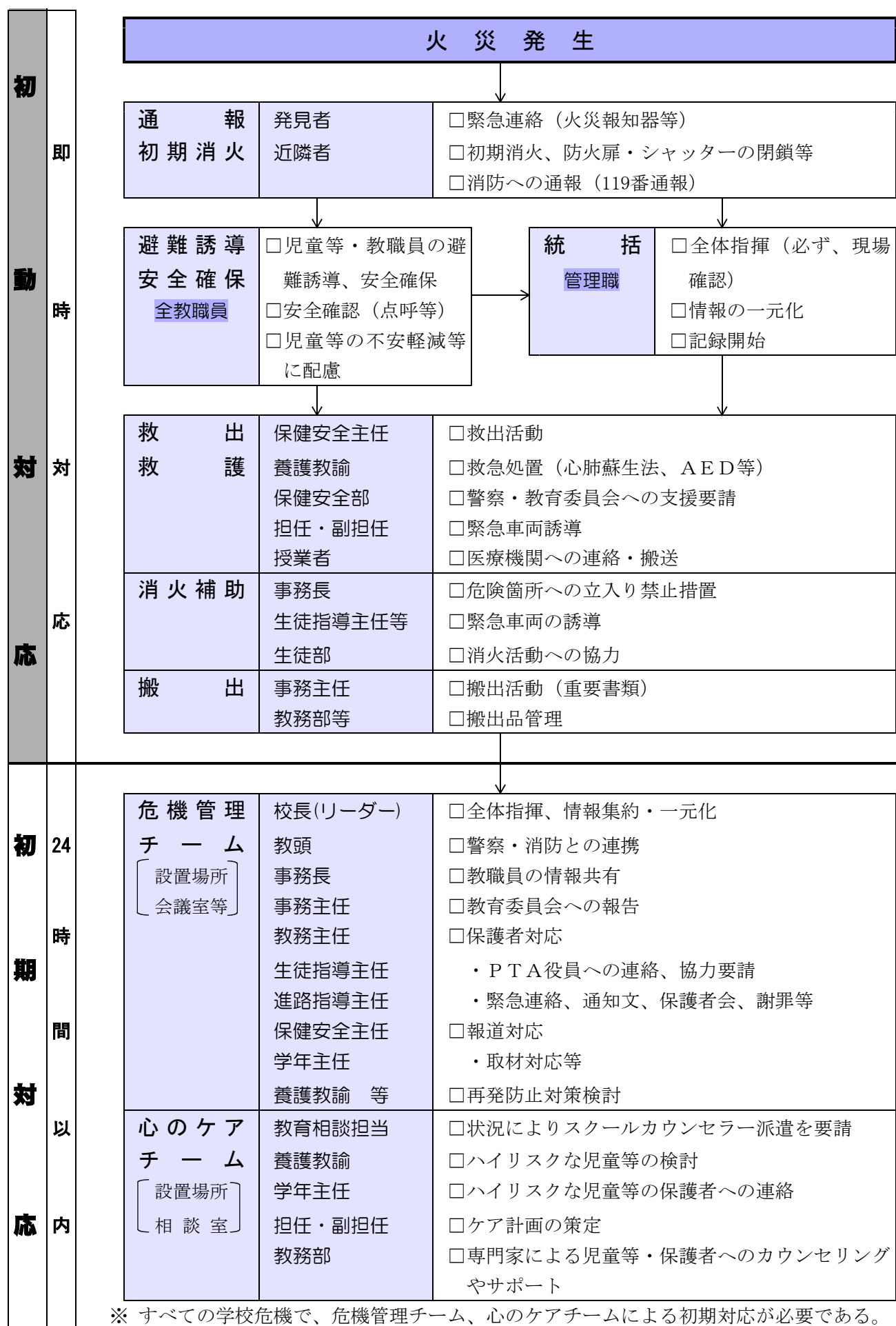
不審者侵入への対応



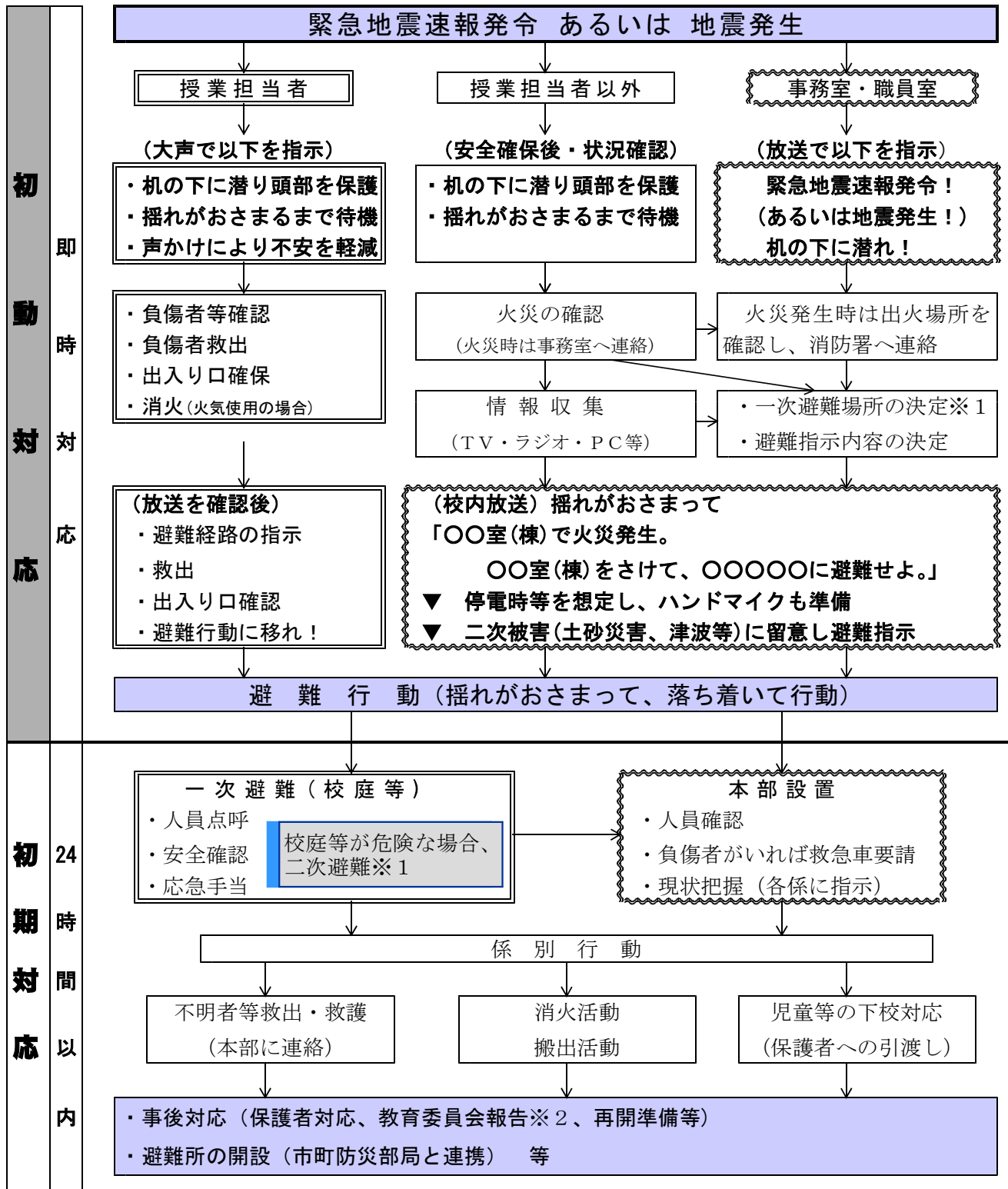
交通重大事故への対応



火災発生時の対応



地震発生時の対応



留意点

※1 避難場所としては校庭等が一般的であるが、土砂災害や津波、火災の発生等、立地条件や予測される災害を考慮し、予め複数の避難場所を決めておき、状況に応じて児童生徒を安全な場所へ誘導する必要がある。

沿岸部の学校は地震発生時に津波被害を想定する必要がある。大きな揺れを感じた場合はすぐに高地へ避難するとともに、弱い地震であっても情報を元に適切に対応すること。

※2 報告事項としては、施設等破損状況や児童生徒の怪我、臨時休校等の状況などがある。

台風等暴風発生時の対応

前
日
周
知
・
メ
ー
ル
に
よ
る
緊
急
通
報
や
W
e
b
活
用

1 最新気象情報の確認
(山口県土木防災情報システムWebページを活用)

2 管理職等の緊急協議

3 校長（責任者）の指示事項 及び 対応の情報共有		
■ 基本的な対応		
警報等	授業	対 応
・台風接近 ・暴風警報 ・竜巻注意情報	中止	①休校の連絡は、前日に行う。 天候が急変した場合など、朝6：00の段階で暴風警報等の発令の際は、休校とし、緊急連絡する。
	実施	①すぐに暴風警報等が解除され、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 ③教職員・見守り隊(スクールガード)等で安全を確保する。
・大雨・洪水警報 ・強風注意報 ・大雨・洪水注意報	実施	①各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 ②通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。
☐ 台風の際は、前日に、休校・自宅待機等の方針を幼児児童生徒に周知する。 ☐ 自宅待機後に登校する可能性がある場合は、緊急連絡の時間・方法等について、予め周知しておく。		

在
校
時
刻
対
応

3 校長（責任者）の指示事項 及び 対応の情報共有		
☐ 気象情報に基づき、今後の見通しも踏まえ、対応を決定する。		
警報等	授業	対 応
・台風接近 ・暴風警報 ・竜巻注意情報	中止	①担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ②教職員が安全を確認し下校する。下校は集団下校とする。 ③安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させる。 天候により、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 ④必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。
	平常	①原則は、平常授業とする。 ②これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。
・大雨・洪水警報 ・強風注意報 ・大雨・洪水注意報		
☐ 保護者の迎え等については、連絡方法や保護者への引継方法を共通理解しておく。		

留
意
点

- メールによる緊急通報システムや、学校Webページの緊急通信欄等を整備しておく。
- ☐ 風雨が小康状態となっても、土砂災害等の二次災害の危険があり、慎重に対応する。
- ☐ 公共交通機関の運休等により、登校ができない場合、欠席にはならないことを周知し、安全第一に行動するよう指導しておく。
- ☐ 被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性がある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止などに取り組む。
- 竜巻は、何処でも起こる可能性がある。「竜巻注意情報」が発令された場合、速やかに児童等に知らせる。空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が発生するなど積乱雲が近づいた場合、頑丈な建物の中に入り、ガラス窓から離れ、安全を確保する。

風水害・土砂災害発生時の対応

「山口県土木防災情報システム」の洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップ、各市町作成のハザードマップをもとに、校区内の危険箇所を把握し、予め安全マップに掲載する。被害が想定される学校は、対応方針を児童等・保護者に周知しておく。

メールによる緊急通報やWeb活用

1 災害発生危険度が高い場合、最新気象情報を定期的に確認
(山口県土木防災情報システムWebページを活用 資料12参照)

2 管理職等の緊急協議

3 校長(責任者)の指示事項 及び 対応の情報共有

■ 基本的な対応

警報等	授業	対 応
・土砂災害警戒情報※ ・記録的短時間大雨情報	中止	①朝6:00の段階で土砂災害警戒情報※や、記録的短時間大雨情報が発令され、児童等の登校に危険が想定される場合は、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。 前日に想定できる場合は、前日に連絡する。
	実施	①午前・午後に、授業が開始できる状況であれば自宅待機。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。

□ 児童等への連絡方法、登下校の安全確保、保護者の迎え等については、台風等暴風対応マニュアルに準ずる。

在 校 時 刻 対 応

3 校長(責任者)の指示事項 及び 対応の情報共有

□ 気象情報に基づき、対応を決定する。なお、保護者の迎えや担任等による帰宅確認については、台風等暴風対応マニュアルに準ずる。

警報等	授業	対 応
・土砂災害警戒情報※ ・記録的短時間大雨情報	実施 (屋内)	①災害発生の危険性が高まっている際は、担当者は、気象情報を定期的に確認する。 ②土砂災害警戒情報※や、記録的短時間大雨情報が発令され、児童等の下校に危険が想定される場合は、必ず学校待機とする。状況により、安全な階に避難する。 ③但し、市町防災部局から避難指示等があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知する。 ④天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校する。

留意点

※ 本情報は、土砂災害の危険性が高まった場合に発令される。併せて、山口県土木防災情報システムに、地域の危険度を4段階で示した「土砂災害降雨危険度」が掲載されているので、「危険度レベル3」を目安に、各学校区の実情に応じ、休校・自宅待機・学校待機等を行う。

なお、幼稚園・特別支援学校は、実情に応じ「レベル2」での避難も必要である。

■ 気象庁によると、1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、小さな川や側溝があふれ、小規模の崖崩れが始まる可能性があるとしている。この場合、十分な注意が必要である。

□ 児童等・保護者等に、休校・自宅待機等の決定を速やかに連絡できるよう、メールによる緊急通報システムや学校Webページの緊急通信欄等を整備しておく。

□ 災害発生時は、幼児児童生徒の安否確認が急務である。さらに、家族・住居の被災状況等を早急に確認し、必要に応じケア対策を講じる。

落雷被害防止の対応

1 安全配慮義務

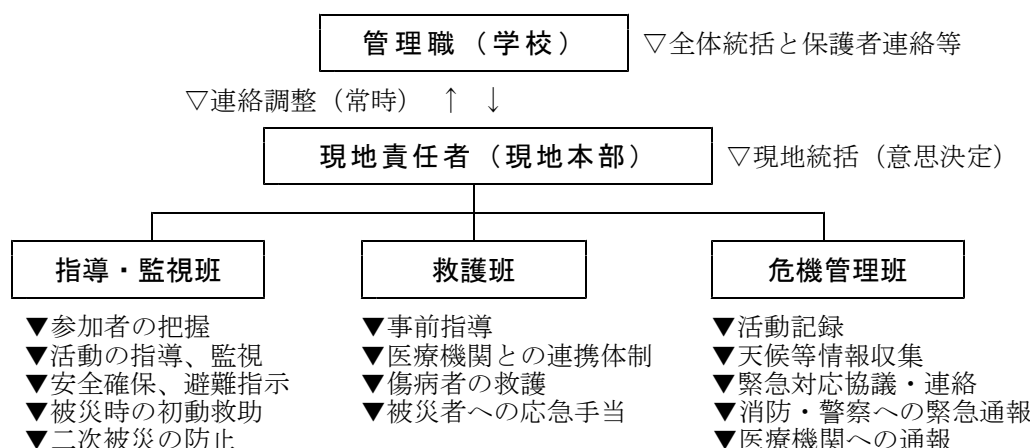
学校関係者は、幼児児童生徒（以下、児童等）が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難し、児童等の安全確保を最優先事項として行動する。

2 対応ガイドライン

事前	○関係者は、児童等の安全を最優先することを十分に共通理解する。 ○当日の活動は、余裕をもったスケジュールを組む。 ○活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法・誘導手順を明確にしておく。 ○前日に、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻情報等）を確認し、対応の想定を行う。
当日	①朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、関係者に情報を提供する。 ②絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発令の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も、落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。 ③避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。周囲に建物などがない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。 ④雷雲が遠ざかって、20分以上が経過してから屋外に出る。

□ 自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。その際、建物や車両の壁、電気製品の近くから離れる。テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。周囲に建物などがない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。高い木には落雷しやすいので、4 m以内には近づかないこと。人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

3 対応組織例（校外活動の場合）



※ 参考文献等

- ・ 山口県教育委員会「野外活動安全管理マニュアル ー落雷事故防止に向けてー」
- ・ 日本大気電気学会編「雷から身を守るためには ー安全対策Q&Aー 改訂版」
- ・ 財団法人日本サッカー協会「サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針」
- ・ 国土交通省防災情報提供センター（リアルタイムレーダー）

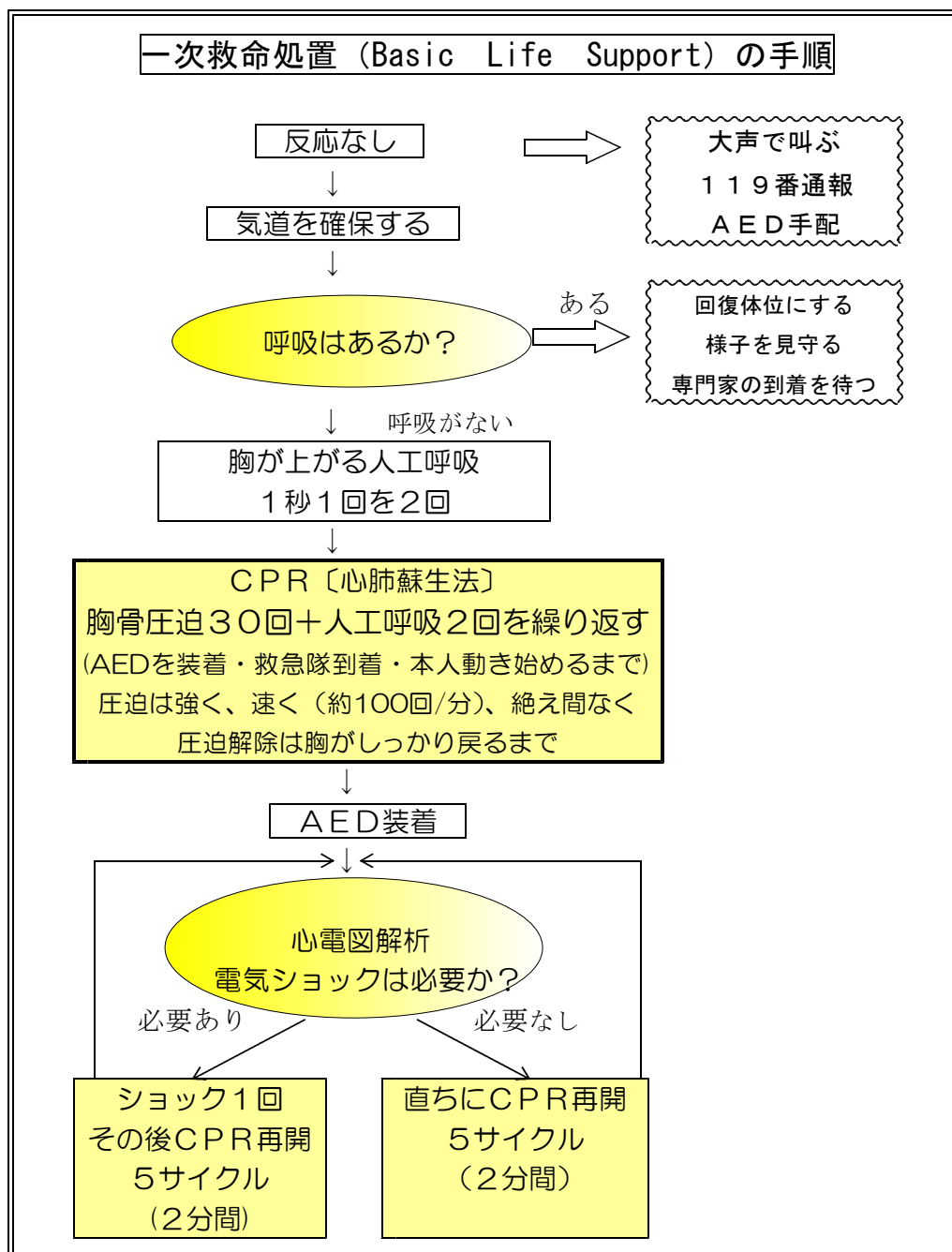
<http://www.bosaijoho.go.jp/radar.html>

(4) 救急救命体制

留意点	① 緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため、医療機関の連絡先、事案発生時の救急車要請基準や、医療機関に引き継ぐまでの手順等について明確にする。 ② 障害のある児童等や要生活管理を必要とする児童等への配慮が必要である。 ③ 教職員が一次救命処置を理解し、対応できるようにすることが望まれる。
救急救命の手順等	ポイント1 救急時の対応を理解する。 □既往症等により生活管理の必要な児童等を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認する。 □傷病者の生命を第一に考え、救急車の要請の手順を明確にする。 □意識がない場合、出血がある場合など、症状に応じた応急手当の研修を実施する。 □心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが望まれる。 ポイント2 救急対応の手順は、以下である。 ①発生した事故災害の状況把握 ②傷病者の症状の確認 ・出血 ・意識 ・呼吸 ・脈拍 ・傷 ・骨折 ・その他の症状等 ③心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに） ④AEDの手配など、協力要請や指示 ⑤必要と判断したら、速やかに119番通報（救急車要請） ⑥管理職、養護教諭と保護者へ連絡し、協力を仰ぐ ⑦救急車に教職員が2人同伴する。携帯及び充電器所持のこと ⑧担当者を決め、詳細な記録を取る ポイント3 緊急時に備え、以下のような救急車の要請基準を明確にしておく。 ・意識喪失を伴うもの ・ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等） ・痙攣が持続するもの ・多量の出血を伴うもの ・骨の変化が見られるもの ・大きな開放創（開いた傷）をもつもの ・広範囲の火傷 など
障害児童等への支援	ポイント4 障害のある児童や要生活管理の必要な児童等のプライバシーの保護と、支援体制の整備が必要である。 □保護者、医師等との密接な連携を図り、共通理解を図り、プライバシーの保護に取り組む。 □緊急時に備え、医療機関等との連絡体制や支援体制を整備する。 □あらかじめ救急対応について、医師から指示を受けておく。

ポイント5

教職員は、心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱いの技能を身に付けることが望まれる。



※ 「日本救急医療財団」作成の「わが国の新しい救急蘇生ガイドライン（主に市民が使うためのBLS）」から、「一次救命処置の手順」を引用

■ 救急連絡体制（例）

（１）救急車の要請

- ・〇〇消防署 □□－0119(または119)
- ・〇〇警察署 □□－0110(または110)

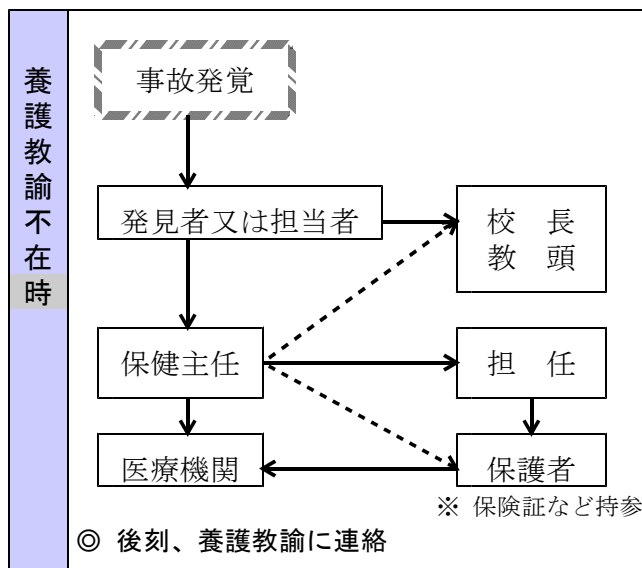
救急車要請基準

- ・心停止、呼吸停止の状態
- ・意識障害がある状態
- ・ショック症状（蒼白・脱力感・脈異常・冷汗・あくび等）
- ・けいれんが持続する状態
- ・激痛が持続する状態
- ・多量の出血や骨の変形を伴う状態
- ・大きな開放創をもつ状態
- ・広範囲に火傷を受けた状態 等

救急車への通報事項

- ①目的地 学校住所 〇〇市…
(学校名) 〇〇〇高校 正門に
- ②だれが 氏名 〇〇〇〇
男子 〇歳(〇年生)
- ③どこで 体育館で
- ④どこを 頭を強く打って
- ⑤どうした 意識がない
- ⑥通報者名 自身の名前を

（２）養護教諭不在時の対応



※ タクシー連絡先等も記載するとよい

（３）医療機関

★ 本校学校医

診療科目	病 院 名	電話番号	診 療 時 間
内 科	★〇〇内科	□□－△△△△	8:30～12:00 14:00～18:00 〔木pm・日祭休診〕
	〇〇〇医院	□□－△△△△	9:00～12:50 14:00～17:50 〔木pm・日祭休診 土17:00迄〕
歯 科	★〇〇歯科	□□－△△△△	9:30～12:30 14:00～18:00 〔木am・土pm・日祭休診〕
耳鼻咽喉科	★〇〇耳鼻咽喉科	□□－△△△△	8:30～12:00 14:00～18:00 〔木pm・日祭休診 土16:00迄〕
眼 科	★〇〇病院	□□－△△△△	8:30～10:00 〔担当 火・木・金〕
脳神経外科	〇〇病院	□□－△△△△	8:30～11:45 14:00～18:00〔火・金のみ〕
整形外科	〇〇整形	□□－△△△△	8:30～12:30 14:00～18:00 〔土pm・日祭休診〕
総合病院	〇〇〇中央病院	□□－△△△△	8:30～11:00 〔内・児・脳・整・外・婦・耳・目・泌〕
休 日 間	休日夜間診療所	□□－△△△△	休日 9:00～16:00 夜間 19:00～21:20

※ 県立学校「危機管理マニュアル」から

■ 救急時記錄表(例)

記録者 【 】

傷病者	科	年	氏名		性別	男・女		
発生日時	年	月	日	曜日	時	分頃	発生場所	
事故発生状況	何をしていたか							
	どうなったか							
救急車手配時間			時	救急車到着時間			時	
救急車同乗車氏名				家庭連絡時刻			時	

※事故発生直後の状態

意識	はっきり・ぼんやり・意識なし ※参考:意識障害のレベルⅢ-3-9度方式()		
ショック症状	なし ・ あり : 顔面蒼白 ・ 冷や汗 ・ あくび ・ その他()		
出血	なし ・ あり : 大量 ・ 少量 ・ 部位() ・ その他()		
呼吸	回/分	正常 ・ 異状 : 頻呼吸 ・ 徐呼吸 ・ いびき ・ その他()	
脈	回/分	整 ・ 不整 : 頻脈 ・ 徐脈 ・ 微弱 ・ その他()	
体温	℃	血圧	/ mmHg
顔色	正常 ・ 異状 : 潮紅・蒼白・チアノーゼ・発疹・その他()		
瞳孔	正常 ・ 異状 : 瞳孔拡大(約4mm以上) ・ 瞳孔縮小(約2mm以下) ・ 左右不同 ・ その他()		
その他	斜視 ・ 眼球の律動的運動 ・ その他()		
けいれん	なし ・ あり : 部位 (全身 ・ 手足) ・ 持続時間 (程度) 舌をかんで出血 ・ あわをふいている ・ その他()		
疼痛	なし ・ あり : 部位()・程度()・ その他()		
外傷	なし ・ あり : 部位()・程度()・ その他()		
手足	麻痺 ・ しびれ ・ 骨折の部位 () ・ 変形の有・無 ・ 冷感 ・ その他()		
その他	嘔吐 ・ 失禁 (便 ・ 尿) ・ 不穏 ・ その他()		
自覚症状	吐き気 ・ 視力低下 ・ 複視(ものが二重に見える) ・ その他()		
処置	気道確保 ・ 人工呼吸 ・ 胸骨圧迫 ・ AED ・ 止血 ・ 異物除去 ・ 保温 ・ 冷やす ・ 衣服をゆるめる ・ 体位 ・ 手足のマッサージ ・ その他()		

※ 県立学校「危機管理マニュアル」から

(5) 報道機関への対応 ※「問題行動等対応マニュアル」から

★基本的な対応方針

留意点	① 学校が主体的に、誠意をもって対応するとともに、児童生徒の人権尊重という視点に留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。 ② 報道対応チームを立ち上げる。報道対応窓口は一本化する。 ③ 正確な受け答えをするために、説明資料・想定問答等を準備するとともに、公務員の守秘義務に留意する。 ④ 背景や原因にかかわることは慎重に対応する。 (たとえば、早い段階で「いじめはなかった」と断定しない) ⑤ 多数の取材が予想される場合には、事案の状況把握を勘案しながら、記者会見の設定をできるだけ早く行う。
対応のポイント	ポイント1 報道機関の背後には、多くの県民・国民の目や耳があることを認識し、感情的に反発したり取材を拒否したりすることなく、学校が主体的に、誠意をもって迅速に取材対応する。 ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には率直に認め、そこを出発点として、今後の指導や教育活動の改善に生かし、信頼回復に努める。 ポイント2 個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。 ・「出せる情報」と「出せない情報」を区別するための「情報管理」が重要となる。その際、事案のきっかけや背景と判断される可能性のある個人情報等については、児童生徒の人権尊重の立場で判断する。 ・明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。不明なことは「現段階では分からない」と答える。 ・すべての報道機関に公平に情報を提供する。 ・守りの姿勢、隠そうとする意識が目立つと、「隠蔽体質」「責任逃れ」という印象を与えることにもなり、子ども・保護者の信頼を失い、その後の対応・指導に支障をきたす。 ・公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。 ポイント3 電話・来校による取材・問い合わせ等の対応窓口を一本化する。 ・管理職等の担当教職員を選んで対応窓口を一本化し、全教職員に周知徹底する。 ・報道対応チームを立ち上げ、想定問答等の作成を行うとともに、事件・事故の関係保護者等との情報連携を行う。特に、公表によって重大な影響を受ける関係者には、事前に説明し、了解を得ることが望ましい。 ・必ず、社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録する。
配慮事項	☐ 正確な受け答えをするために、メモ・資料・想定問答等を準備する。 ☐ 人的支援等、教育委員会と連携して対応する。 ☐ 校内での取材条件（制限事項）を決め、報道関係者に伝える。 ・取材時間・場所、校内における立ち入り禁止場所・撮影禁止場所の指定、生徒への直接取材の自粛を依頼するなど、教育活動に支障をきたさないよう配慮する。 ・制限する場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。 ☐ 取材記録・新聞記事等を一元的に集約し保存する。

★記者会見の開催

留意点	① 正確な情報を公平に、積極的に公開することで、噂や間違った情報を払拭し、二次被害を防止する。 ② 設定することで、報道対応を記者会見に集約することが可能となり、時間的により正確な情報収集も可能となる。
開催手順	1 日時・場所等の決定 ☐ 教育委員会へ連絡・相談し、決定する ☐ 開催時間・場所 ・児童等への影響、学校運営の混乱回避を考慮した時間帯を設定する。 ・児童等が校内にいる時間帯は校外で開催するのが望ましい。 ・可能であれば、報道の締め切り時間を配慮して決定する。 ＜午前の場合＞ 9：30までに開催 → 昼のニュース・夕刊で報道可能 ＜午後の場合＞ 15：30までに開催 → 夜のニュース・朝刊で報道可能 2 報道機関への連絡 ☐ 管内の幹事社（新聞社と放送局を分けてある場合が多い。いずれかの報道機関に問い合わせると分かる）へ電話・FAX等で連絡する（特定の報道機関だけに連絡しない） 3 事前準備 ☐ 校長説明資料・配付資料（できれば）・想定問答 ☐ 役割分担（例） - 受付（社名・記者名・連絡先の記入）：事務室 - 司会：教頭 説明：校長 記録・録音：教務主任 - 助手（メモ渡し、データ等の確認手配）：生徒指導主任 ☐ 教育委員会の関係者への同席依頼 ・記者会見の際の説明・回答等の役割分担を決めておく。 4 記者会見 ☐ 進行次第（例） （1）概要説明等 ①はじめに（自己紹介、校長の事件・事故への謝罪や所感、決意表明等） ②事件・事故等の概要（警察発表を基本とするなど、事実確認は慎重に行い、個人が特定されないよう少年法の観点に基づき簡潔に説明） ③これまでの学校の対応（主に発生後の学校等の取組を簡潔に説明） ④今後の予定（緊急保護者会、学校再開、児童等のケア、次回会見予定等） （2）質疑応答 ☐ 説明・質疑応答の際の留意点 ・事案に応じて、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。 ・謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。（一問一答を基本に） ・当該生徒やその保護者の責任を問うことはしない。 ・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。 ・質疑応答の際は、聞かれたことのみを的確に答える。 ・予想しなかった質問や、学校として確認されていない情報に基づく質問には慎重に対応する。「確認した後でコメントさせてほしい」と即答を避けることも必要である。 ・背景や原因にかかわることは慎重に発言する。 ・意見・感想を求められた時は、その言葉が記事になることを踏まえ、慎重に回答する。 ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。 ・失言や事実と異なる話をした場合は、その場で素直に陳謝・訂正する。 5 記者会見終了後の対応 ☐ 個別対応 ・報道機関によって話す内容を変えない。

3 緊急時の中・長期対応

(1) 事後評価と学校再開の準備

留意点	① 緊急事案発生時には、教育委員会・関係機関等とも継続的に連携し、中・長期的な事後対応が必要である。 ② 特に、児童等本人と保護者の立場に立って、継続的な支援に取り組むことが求められている。 ③ 再発防止策を明確にし、実行する。
取組	ポイント1 安全確認を徹底する。 □今以上の被害拡大（精神面を含む）がないと判断される場合、学校と教育委員会等が安全確認を行い、共通理解を図る。 □確認後、早期に通常の学校教育活動に戻れるよう準備する。 □危機管理チームの活動はその後も継続する。各班の業務等は適宜、見直す。 ポイント2 事後評価に取り組む。 □危機管理チームは、時系列でまとめた記録等から、事件・事故等の発生要因の把握、問題点等の整理、学校・地域等の安全性の評価、安全対策の確立など、事後評価と対応に取り組む。 □事案に応じて、学校安全委員会（学校保健安全委員会）や学校評議員会等を開催し、多様な観点から評価に取り組み、改善点を明らかにし、再発防止策を検討する必要がある。 □改善点や再発防止策に基づいて、学校安全計画や危機管理マニュアルを見直す。 ポイント3 学校再開への準備に取り組む。 □教育委員会、関係機関等と連携し、安全を確保し、授業の再開に向けて諸条件を整備する。 □教育再開に向けた主な準備は以下である。 ・校内や通学路等の安全確保 ・衛生管理、安全点検 ・教室など学習場所の確保 ・教材、教具など学習用具の確保 ・指導体制の整備 ・実態に即した学習指導計画の作成 □各家庭の被害状況に応じて、児童等に必要な支援を行う。

(2) 児童等と保護者の心のケア

留意点	① 事案発生後には、児童等と保護者の心のケアに取り組む必要がある。事前に支援体制や方法について明らかにしておく。 ② 特に、ケア会議を開催し、支援することが重要である。
教育相談体制の確立	ポイント1 緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。 □ 事案発生時に児童等の支援を的確に行うために、日常の健康観察、健康相談活動を教育活動に位置付け、計画的に実施する。 □ 日頃から教育相談担当や養護教諭を中心に、学校医、スクールカウンセラー、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。 □ 児童等に、退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門家や専門機関と連携し支援する。 □ 重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要になる。スクールカウンセラーと連携し、相談活動等に取り組む。 □ 重大事案発生時は、状況に応じ、教育委員会を通じ、C R Tの支援を要請する。
ケア会議	ポイント1 緊急時は、ケア会議を開催して支援する。 □ ケア会議は、教育相談担当、養護教諭、保健主任、学年主任、スクールカウンセラー、担任等で構成する。学年会に教育相談担当、養護教諭等が参加する形態もある。事案発生後、毎日、開催する。 □ ケア会議には、事案に応じ、管理職も参加する。会議を主導するのは、ケアを担当する教育相談担当や養護教諭とする。 ■ ケア会議の主な内容 ・ 被害評価と応急対応（クラスへの指導、個別相談等）の計画 ・ 保護者と担任、教育相談担当等との連携促進 ・ スクールカウンセラーや病院等への相談・連携 ポイント2 被害評価は、以下のような評価項目を明らかにし、一覧表を作成し確認する。 ・ 怪我や入院はないか。 ・ 事案発生現場を見ていたか。（第一発見者、近くで目撃等） ・ 被害者、加害者との関係性。（親友、友人、部活動で一緒等） ・ 事件前から、悩み等を抱えていなかったか。 ・ 事件後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象。 ポイント3 共感的理解に基づき対応する。 □ 日常の観察、保健室の来室状況、保護者等からの情報、質問紙による調査等により、心の健康状態を把握する。 □ 具体的には、児童等に常に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く、優しい言葉をかける、クラスで語り合ったりするなど、悲しみや悩み等を共有する □ 状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。